

(案)

神奈川地域森林計画書 (神奈川森林計画区)

自 令和5年4月1日

計画期間

至 令和15年3月31日

第1回変更	令和6年3月7日
第2回変更	令和7年4月1日

神 奈 川 県

利用上の注意

- 1 総数と内訳の数値の計が一致しないものは、単位未満の四捨五入によるものである。
- 2 表中の符号の用法は次のとおりである。
 - 「〇」・・・・・・表示単位に満たないもの
 - 「－」・・・・・・皆無もしくは該当数字がないもの

目 次

第Ⅰ部 計画にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 神奈川森林計画区の概況	3
(1) 計画区の位置	3
(2) 地 形	3
(3) 土 壌	3
(4) 気 候	4
(5) 人 口	4
(6) 土地利用	4
(7) 産業別就業者	4
3 森林・林業の状況	5
(1) 森林・林業の現況	5
(2) 本県の森林・林業を巡る最近の状況と取組	15
4 前計画の実行結果の概要及びその評価	16
(1) 伐採立木材積	16
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	16
(3) 間伐面積	16
(4) 林道等の開設又は改良	17
(5) 治山事業	17
(6) 要整備森林の整備	17
5 計画にあたっての基本的な考え方	18
(1) かながわ森林再生50年構想について	18
(2) 3つの基本的な考え方	19
(3) 森林区分ごとのめざす姿	20
第Ⅱ部 基本的な計画事項	25
1 計画の対象とする森林の区域	25
2 森林区分の各区域における森林の整備及び保全の目標	28
(1) ブナ林など自然林を再生するゾーン	28
(2) 多様な生き物が共存するゾーン	28
(3) 木材資源を循環利用するゾーン	29
(4) 身近なみどりを継承し再生するゾーン	29
3 目標林型に関する事項	30

(1) 目標林型別の整備計画等	30
(2) 目標林型別の施業指針	30
4 公益的機能別施業森林等の区域設定基準	35
(1) 公益的機能別施業森林の設定基準	35
(2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林、及び特に効率的な施業が可能な森林の設定基準	36
(3) 区域の重複について	36
5 森林区分ごとの重視すべき機能	37
第Ⅲ部 個別の計画事項	39
1 森林整備に関する事項	39
(1) 造林に関する事項	39
(2) 間伐及び保育に関する事項	44
(3) 森林の伐採に関する事項	46
(4) 公益的機能別施業森林等の森林施業の方法に関する指針	49
2 森林・林業の基盤整備に関する事項	50
(1) 林道の整備に関する事項	50
(2) 森林作業道の整備に関する事項	51
(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	51
(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方	52
(5) 林産物の搬出方法	52
(6) 林業機械の導入に関する事項	52
3 林業経営及び担い手に関する事項	55
(1) 森林施業や経営の集約化に関する事項	55
(2) 森林経営管理制度の活用促進に関する事項	55
(3) 林業の担い手確保と支援に関する事項	55
4 木材の利用に関する事項	57
(1) 県産木材の活用に関する基本的事項	57
(2) 県産木材の生産体制の強化に関する事項	57
(3) 材質に応じた県産木材の加工・流通に関する事項（加工・流通）	57
(4) 本県の強みを活かした県産木材の利用促進に関する事項（消費）	58
5 森林の土地の保全に関する事項	59
(1) 森林の土地の保全に関して留意すべき事項	59
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関して特に留意すべき森林の地区	59
(3) 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	59
6 保安林及び保安施設に関する事項	60

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積	60
(2) 保安林の指定及び解除に関する事項	60
(3) 特定保安林の整備に関する事項	60
(4) 治山事業に関する事項	60
7 鳥獣害の防止に関する事項	67
(1) 鳥獣害防止森林区域の設定	67
(2) 鳥獣害の防止の方法	67
(3) その他必要な事項	67
8 その他必要な事項	67
(1) 保安林その他制限林の施業方法	67
(2) 森林の保護及び管理	67
(3) 県民参加による森林づくり	68
(4) 森林の保健・文化・教育的利用に関する事項	69
(5) 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	69
(6) 森林分野の調査・研究に関する事項	71
資源構成表	
用語の解説	
参考資料	

第Ⅰ部 計画にあたって

1 計画の趣旨

森林は、木材等の林産物を供給するほか、水源の涵(かん)養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化、さらには野生動植物の生息・生育の場としての機能など様々な機能を有している。また、近年では、地球温暖化に対する二酸化炭素の吸収源としての役割などもクローズアップされてきており、こうした森林のもつ様々な機能をより高度に、かつ持続的に発揮していくことが求められている。

本計画は、このようなことを踏まえ、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮することを目的に、「森林法の規定に基づき、森林計画区を定める件」(平成3年7月25日付け農林水産省告示第972号)で定められた神奈川森林計画区(以下「計画区」という。)の民有林を対象に、森林法第5条の規定に基づき、対象となる森林の区域を設定するとともに、国の定める全国森林計画に即して、森林整備及び保全の目標や、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設、鳥獣害の防止等に関する事項を明らかにし、市町村が策定する「市町村森林整備計画」の樹立にあたっての指針を示すものである。

なお、計画にあたっては、県の総合計画である「かながわグランドデザイン」や、「神奈川県土地利用基本計画」、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」、「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」、「丹沢大山自然再生計画」、「神奈川県ニホンジカ管理計画」など森林に係る諸計画と十分整合を図ることとする。

2 神奈川森林計画区の概況

(1) 計画区の位置

計画区の包括する市町村は、県内全ての市町村であり 19 市 13 町 1 村である。

また計画区の行政区域面積は、241,611ha であり、その市町村別面積内訳は次表のとおりである。

計画区の市町村別行政区域面積

単位：ha

市町村名	面積	市町村名	面積	市町村名	面積
横浜市	43,778	秦野市	10,376	二宮町	908
川崎市	14,296	厚木市	9,384	中井町	1,999
横須賀市	10,082	大和市	2,709	大井町	1,438
平塚市	*6,782	伊勢原市	5,556	松田町	3,775
鎌倉市	3,966	海老名市	2,659	山北町	22,461
藤沢市	6,956	座間市	1,757	開成町	655
小田原市	11,360	南足柄市	7,712	箱根町	9,286
茅ヶ崎市	*3,570	綾瀬市	2,214	真鶴町	705
逗子市	1,728	葉山町	1,704	湯河原町	4,097
相模原市	32,891	寒川町	1,334	愛川町	3,428
三浦市	3,205	大磯町	*1,718	清川村	7,124

資料：国土地理院「令和 4 年全国都道府県市区町村別面積調」

*印の市町は境界が未定であり、参考値（便宜上の概算数値）としての面積値。

(2) 地 形

計画区は、関東平野の南西部に位置し、北は東京都、西は山梨県・静岡県と接しており、南は相模湾、東は東京湾に面している。

地形は、蛭ヶ岳を主峰とし、標高 1,300m 前後の山々が連なる丹沢山地と箱根火山で特徴づけられる西部地域と多摩丘陵と三浦半島でとらえられる丘陵地性の東部地域さらには、本県の 2 大河川である酒匂川の東岸と相模川を中心として、その両岸に広がる平坦な段丘と平地からなる中央地域の大きく 3 地域に分けられる。

(3) 土 壌

計画区の土壌の特徴は、その大部分が富士火山や箱根火山の影響を強く受けた黒ボク土が、台地及び丘陵地から山地にかけて広く分布していることである。

褐色森林土は、丘陵地及び山地に多く、その土壌タイプは山地の尾根から山麓部に及ぶ広い分布パターンを示している。

また河川の流域には、低地土壌が分布し、特に相模川流域にはその上中下流域の地形区分との関連で、それぞれ褐色低地土、灰色低地土、グライ土、泥炭土が見られる。酒匂川流域は扇状地からなり、砂礫層を伴う土壌の出現が多く、黒泥土等が存在しないことが特徴である。

(4) 気 候

計画区の気候は、三浦半島から相模湾に沿った海岸部は、海洋の影響を受けて温暖であるが、秦野盆地から川崎市北部にわたる内陸部は、冬低温、夏高温のやや内陸性の気候であり、また箱根、丹沢等の山地部は、冬低温の山地性の気候を呈している。

平成 29 年から令和 3 年の5年間の年平均気温は、海岸部や平野部で 16℃前後、山地部で 13℃前後である。また年降水量は、山地部以外で 1,400～2,000 mm、丹沢山地で 2,500 mm前後、箱根山地で 4,000 mm前後となっている。

(5) 人 口

令和4年9月1日現在の計画区の人口は、923 万人であり、また人口密度は、1km² 当たり 3,822 人である。

地域別の人口分布は、横浜地域 377 万 2 千人、川崎地域 154 万1千人、横須賀・三浦地域 68 万 1 千人、県央地域 163 万 9 千人、湘南地域 126 万 6 千人、県西地域 33 万 2 千人となっており、海岸部や平野部に人口が集中している。

(6) 土地利用

計画区の土地利用形態の構成は、令和2年において農用地 8%、森林 39%、住宅地等 28 %、その他 25%となっている。

(7) 産業別就業者

令和2年の「国勢調査」によれば、計画区の就業者数は 415 万 3 千人で、その構成比は、第1次産業 1%、第2次産業 20%、第3次産業 79%となっている。

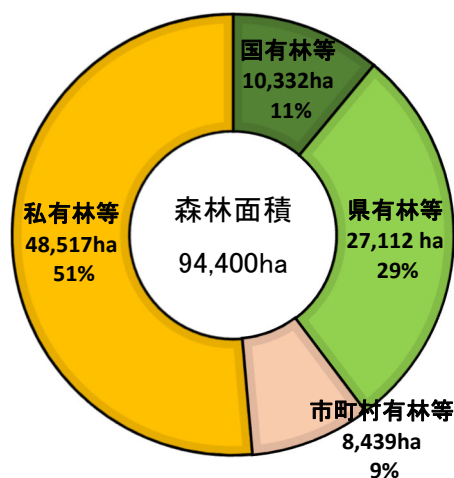
3 森林・林業の状況

(1) 森林・林業の現況

ア 森林資源

(ア) 森林面積

計画区の全森林面積は 94,400ha で、
その内訳は国有林 10,332ha、民有林 84,068ha と
なっており、その森林率
(全森林面積／行政区域面積×100)は 39%である。



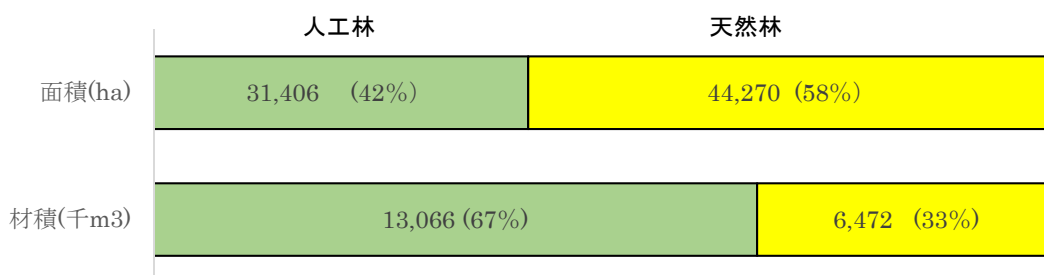
(イ) 森林資源構成

対象森林の林相別構成は、次表のとおりであり、1ha 当たりの材積は、人工林 416 m³、天然林 146 m³となっている。

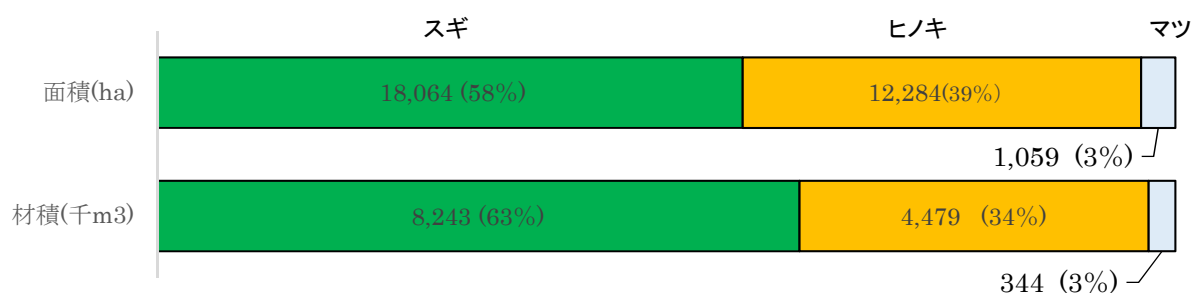
林 相 別 構 成 表(対象森林)

単位 面積 : ha 構成比 : %

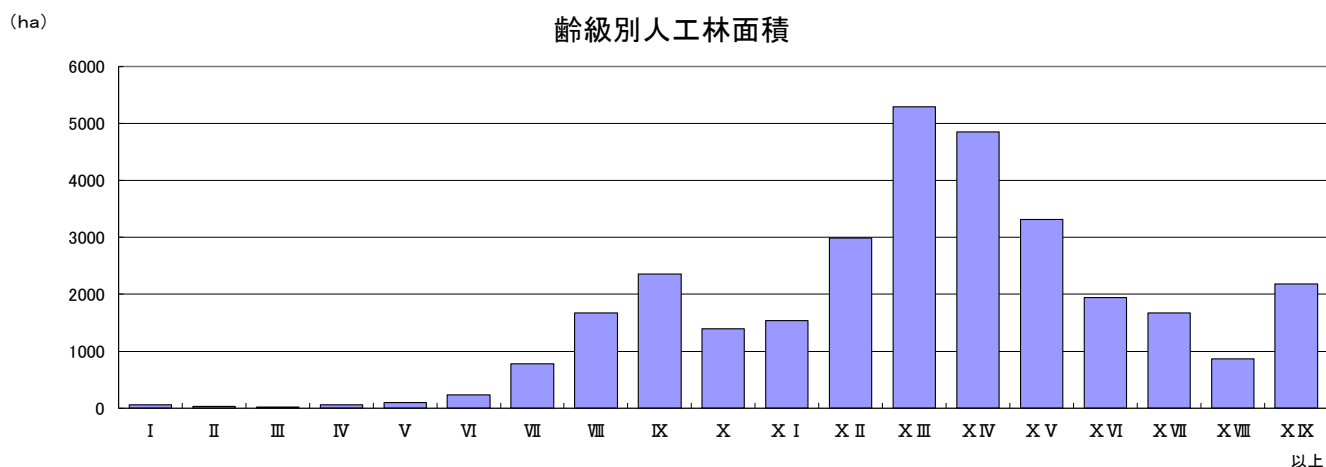
区 分	人 工 林	天 然 林	竹 林	そ の 他	計
森林面積	31,406	44,270	624	2,795	79,096
構 成 比	40	56	1	3	100



また人工林の樹種別割合は次表のとおりであり、1 ha 当たりの平均材積は、スギ 456 m³、ヒノキ 365 m³、マツ 325 m³となっている。

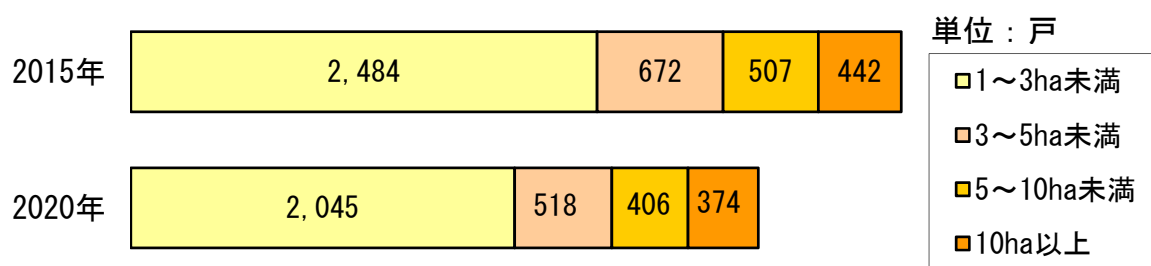


本県の人工林の齢級別構成は、近年、造林面積がわずかであることから高齢級に偏ってきており、Ⅷ齢級以上の占める割合は96%となっている。



(ウ)保有形態等

森林の保有形態は、公有林 35,550ha、私有林 43,546ha となっている。また、2020 年農林業センサスによると、保有山林面積 1 ha 以上の林家数は 3,343 戸で、そのうち所有規模 1～3ha 未満が 61%、5 ha 未満まで含めると 77%となり、総じて零細な所有構造となっている。



資料：2015 年、2020 年農林業センサス

(エ)在村・不在村別森林面積

不在村所有森林は、私有林全体の 35%となっており、全国平均に比べ高くなっている。

区 分	1970 (S45)	1980 (S55)	1990 (H2)	2000 (H12)
私有林面積 (ha)	63,536	61,333	62,444	59,924
不在村所有森林面積 (ha)	8,941	17,673	18,945	20,727
不在村所有森林率 (%)	14	29	30	35
同 全国割合 (%)	15	19	22	25

資料：世界農林業センサス※2010 年調査からは項目除外

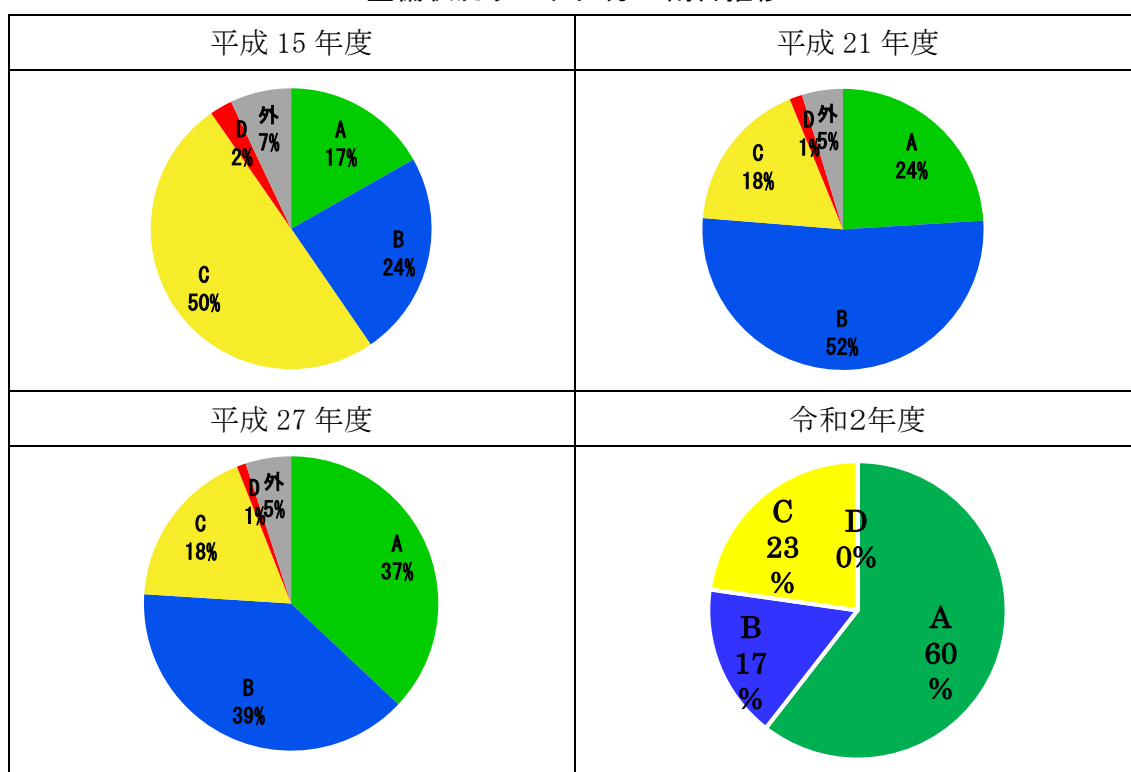
イ 森林整備

(ア) 人工林の現況調査

令和元年度及び令和2年度に、県内水源保全地域内の民有林人工林について整備状況、光環境、下層植生、土壌状況等をランク区分する調査を実施した結果、整備状況については長期間手入れがされていないCランク以下の森林が、平成15年度の59%から23%に減少した。

また、手入れが行われているA・Bランクの森林は、令和2年度は、77%で前回調査とほぼ同じ割合であったが、内訳を見ると、Aランクの割合が60%（27年度調査時は37%）に増加した。

整備状況ランク区分の割合推移



※外：成林せず、広葉樹林化が進んだ森林など

整備状況のランク区分

ランク	整備状況
A	「手入れが行われている」 5年以内に整備されているか、良好に成林している
B	「十分には手入れが行われていない」 概ね10年以内に整備が行われている
C	「手入れが長く行われていない」 概ね10年以上手入れの形跡がない
D	「手入れが行われていない」 手入れが行われた形跡がない

(イ) 造林

平成 29～令和3年度の 5 か年平均面積は 35ha である。内訳は針葉樹が 27ha、広葉樹が 8ha と針葉樹が全体の約8割を占めている。年度別では、平成 30 年度に 20ha まで落ち込んだものの、それ以降は増加傾向にあり、令和3年には 46ha まで増加している。

造林面積の推移

単位 面積： ha

区	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 か年平均
造 林	45	20	31	31	46	35
針葉樹	36	18	21	22	36	27
広葉樹	9	2	10	9	10	8

森林再生課資料

(ウ) 間伐等の保育

平成 29～令和3年度までの 5 か年平均面積は、2,348ha である。区分別にみると、下刈 147ha(6%)、除伐 155ha(7%)、間伐 1,804ha(77%)、枝打が 242ha(10%)で、森林整備の主体は間伐となっている。

間伐等保育面積の推移

単位 面積： ha

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	5 か年平均	割合
下 刈	160	153	137	141	144	147	6%
除 伐	187	191	167	129	101	155	7%
間 伐	2, 037	2, 039	1, 854	1, 670	1, 418	1, 804	77%
枝 打	268	226	234	354	128	242	10%
合 計	2, 652	2, 609	2, 392	2, 294	1, 791	2, 348	

森林再生課資料

ウ 水源の森林づくり事業の実績

平成9～令和3年度の25か年で水源林として確保した森林は、22,090haで全体事業計画(25,800ha)に対して85.6%の進捗率となっている。また、確保した森林ののべ整備面積は45,848haとなっている。

水源林の確保

単位 面積：ha

区分	H9～28	H29	H30	R元	R2	R3	計
県確保森林	14,021	543	472	265	201	273	15,775
長期施業受委託 協力協約からの 移行面積（内数）	1,195	160	180	237	183	176	2,131 (997)
協力協約	4,612	35	33	32	44	44	※3,812
寄付森林	364	7	0	0	0	0	371
計	20,192	746	685	535	429	501	※22,090

水源環境保全課資料

※ 協力協約から長期施業受委託への移行面積を差し引いている。

注 四捨五入のため、合計と内訳は一致しない。

水源林の整備

単位 面積：ha

区分	H9～28	H29	H30	R元	R2	R3	計
水源林整備	29,413	2,862	3,331	3,199	3,384	3,659	45,848

水源環境保全課資料

エ 木材利用

素材生産量は、平成 15 年度に年間 4 千 m³と低迷したが、その後は増加に転じ、平成 29 年度以降は年間 3 万 m³を概ね維持している。

令和 3 年度の素材生産量は 2 万 9 千 m³で、森林の年間成長量(16 万 m³) の約 18%である。

素材生産量の推移

単位 材積：千 m ³					
年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
素材生産量	2 9	3 0	3 0	3 3	2 9

森林再生課資料（神奈川県素材生産量調査）

オ 森林経営計画の認定

平成 23 年 4 月の森林法改正により、森林施業計画から森林経営計画に制度が改められた。森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、一体的なまとまりを持った森林における計画的・効率的な森林の施業等を通じ、森林の有する多面的機能の十分な発揮を目的として、自発的意志に基づき作成する森林経営計画の認定面積は、令和4年3月末時点で 9, 564ha となっている。

(令和 4 年 3 月末現在)

種 別	市町村長認定	知事認定	大臣認定	計
件 数	57	2	1	60
認定面積	7, 810ha	1, 751ha	3ha	9, 564ha
割 合	(82%)	(18%)	(0%)	

森林再生課資料

カ 森林組合

計画区には 10 の森林組合があり、組合員が所有する森林は約 35,000ha で民有林面積の 42 %を占めている。

(令和 3 年 3 月末現在)

組 合 名	組 合 員 所 有 森 林 面 積 (ha)	組 合 員 数 (人)
厚 木 市 森 林 組 合	1, 4 8 5	3 8 5
愛 川 町 森 林 組 合	8 7 8	2 4 0
清 川 村 森 林 組 合	3, 0 8 0	2 2 2
秦 野 市 森 林 組 合	3, 5 9 0	1, 7 5 4
伊 勢 原 市 森 林 組 合	1, 6 8 9	6 0 1
松 田 町 森 林 組 合	1, 5 6 6	4 1 0
山 北 町 森 林 組 合	5, 9 1 8	9 0 8
南 足 柄 市 森 林 組 合	2, 0 2 9	8 8 8
小 田 原 市 森 林 組 合	1, 2 3 0	5 3 5
さがみはら津久井森林組合	1 3, 6 4 5	1, 5 0 4
10 組 合 合 計	3 5, 1 1 0	7, 4 4 7

森林再生課資料

キ 森林づくりの担い手

森林づくりの担い手を育成・確保するため、知事が雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画を認定した林業事業体(認定林業事業体)数は令和4年3月末時点で 37 となっている。その就労者数は 336 人で、近年横ばい傾向であるが、年齢構成は 60 歳以上が約 19%と近年低下しており、一時期に比べ若返りが進んでいる。

認定林業事業体の状況

(令和 4 年 3 月末現在)

区 分	事業体数	就労者数(人)	備 考
森林組合等	1 1	1 5 5	県森連を含む
林業会社	2 6	1 8 1	
計	3 7	3 3 6	事務員、作業員を含む

森林再生課資料

ク 林道

林道は、令和4年3月末現在 213 路線、延長は 591km、林道密度にすると 7m/ha となっており、県営林道の占める割合は、63%と高くなっている。森林の整備と林業の生産性の向上を図るため、年間約 0.5kmの林道開設が進められている。

(令和4年3月末現在)

区 分	路線数	延長 (km)	割合 (%)
県 営 林 道	66 (-)	375 (-)	63
市 町 村 営	116 (-)	169 (-)	29
森 林 組 合 営	29 (-)	43 (-)	7
生産森林組合営	2 (-)	4 (-)	1
合 計	213 (-)	591 (-)	100

※()内は林業専用道の現況で内数

森林再生課資料

ケ 森林作業道

近年、森林作業道の整備が進められており、令和4年3月末現在、総延長は 395.7km となっている。作業道の密度は 5m/ha、林道と併せた路網密度は 12m/ha となっている。

森林作業道延長の推移

(令和4年3月末現在) 単位：km

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林作業道延長	206.6	249.7	298.5	342.7	395.7

※数値は各年度末のもの。

※数値は、少数点以下第2位を四捨五入したもの。

森林再生課資料

コ 保安林

保安林の指定面積は、令和4年3月末現在 51,998ha で全森林面積の 55%を占めている。保安林の大半を水源かん養保安林と土砂流出防備保安林の2種類で占めており、その他の保安林では保健保安林が大部分を占め、その多くが都市近郊で指定されている。

保安林の指定状況

(令和4年3月末現在)

区 分	面積 (ha)	割合 (%)	民有林 (ha)	国有林 (ha)
水源かん養保安林	25,491	49	18,422	7,069
土砂流出防備保安林	25,449	49	22,167	3,282
土砂崩壊防備保安林	500	1	466	34
その他の保安林	559	1	546	13
合 計	51,998	100	41,601	10,397
全森林面積に対する割合	55%			

水源環境保全課資料（保安林台帳）

サ 森林の保護

(ア) 森林災害

主な森林災害としては、林野火災のほか、水害、風害の気象災害が発生しており、平成 30 年には県央地域および湘南地域で風害が、令和元年には県内全域で大規模な水害および風害がそれぞれ発生している。

森林災害の発生状況

単位：ha

区 分	H29 年	H30 年	R 元年	R2 年	R3 年
火 災	—	0.00	—	—	—
水 害	—	—	30.06	—	0.17
風 害	—	10.44	8.33	—	—
干 害	—	—	—	—	—
雪 害	—	—	—	—	—
計	—	10.44	38.39	—	0.17

水源環境保全課資料

(イ) 病虫獣害

松くい虫による被害は、平成 29～令和3年度の5年間の平均で 367 m³となっており、昭和 48 年度のピーク時(19,600 m³)の2%程度となっている。

ナラ枯れによる被害は、平成 29 年度に初めて県内での被害が確認された。その後、被害の拡大が続き、令和 3 年度には開成町を除く県内全域でナラ枯れ被害が発生している。

また、ニホンジカ等による森林の被害は、平成 29～令和3年度においては報告されていない。

病虫獣害による森林被害の推移

区 分	単位	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
松くい虫	m ³	283	375	399	277	502
ナラ枯れ	m ³	239	977	1,195	13,059	17,514
獣 害	ha	0	0	0	0	0

※ 獣害は、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ウサギ、タイワンリスの合計

※ 松くい虫およびナラ枯れの被害量は、被害立木材積。獣害の被害量は、被害実面積

水源環境保全課資料

(2) 本県の森林・林業を巡る最近の状況と取組

計画区の森林は、従来、木材生産活動を通じて、森林の持つ様々な公益を広く県民に提供してきた。

しかし、昭和 30～40 年代の高度経済成長期以降は外材の輸入や代替材の進出など、林業を取り巻く社会環境や経済状況の変化により木材生産活動は停滞傾向となり、その結果、昭和の末期から平成初期には、手入れの行き届かない人工林が増加した。

また、まとまった自然林のある丹沢山地においても、昭和 50 年代以降、主稜線部でのブナの立枯れ、林床植生及びササの後退が進行するなど、自然環境が劣化していることが明らかになっていた。

このような状況を踏まえ、本県では、平成9年度から、荒廃した私有林の公的管理・支援を行う「水源の森林づくり事業」に着手し、さらに、平成 19 年度からは、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を主な財源とし、「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」に位置付けることにより、水源地域における森林の保全・再生に一層力を入れて推進している。

また、丹沢大山地域においては、平成 19 年度から「丹沢大山自然再生計画」により、この地域の総合的な自然再生の取組を推進している。こうした本県の森林全体の再生の方向と目指す姿を県民と共有し、協働して森林づくりを進めるため、平成 18 年に「かながわ森林再生 50 年構想」として取りまとめている。

このほか、スギ・ヒノキ人工林は、住宅の資材など、県民が必要とする木材を供給する一方で多くの花粉を飛散させる発生源でもあり、花粉症の原因となっているため、平成 20 年度から九都県市共同で広域的な花粉発生源対策を進めるとともに、平成 30 年度には本県独自の「神奈川県花粉発生源対策 10 か年計画」を策定し、取組をさらに前進させている。

平成 31 年度には、パリ協定の枠組の下における温室効果ガスの削減目標の達成や、災害防止等を図るため、国において森林環境税・森林環境譲与税が創設された。森林環境譲与税は主に市町村に配分されるが、市町村が同税により実施する森林整備や木材利用の促進等の取組を円滑に実施できるよう、県として様々な支援を行い、森林環境譲与税と水源環境保全税を効果的に組み合わせながら、県内すべての森林の保全・再生を図ることとしている。

近年、世界的に気候変動による影響が顕著となっており、国内外で脱炭素社会の実現に向けた取組が加速化していることに加え、世界的な木材価格の高騰を受けて国産材に対する期待が高まっており、本県としても県産木材を始めとした木材利用の一層の促進に取り組んでいる。

また、気候変動に関しては、豪雨の増加等により山地災害が激甚化・頻発化し、森林への被害リスクが増大しているだけでなく、県民の生命、財産等に対する危険の増大も懸念されている。こうしたことに対応するため、治山施設や林道施設の長寿命化・強靱化を進めるとともに、山地災害の予防対策の強化に取り組んでいる。

4 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画(計画期間 H30.4.1～R10.3.31)における前半 5 か年の実行結果の概要及びその評価は次のとおりである。

(1) 伐採立木材積

伐採立木材積については実行歩合が 117%であった。間伐実績としては水源の森林づくり事業の実施等により計画の 126%の実績を挙げることができた。

単位 材積：千 m³、実行歩合：%

区分	計画			実行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総数	101	635	736	61	801	862	60	126	117
針葉樹	100	625	725	49	788	837	49	126	115
広葉樹	1	10	11	12	13	25	1200	130	227

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林については実行歩合が 96%、天然更新については 14%であった。花粉発生源対策や、水源の森林づくり事業などにより、人工造林はほぼ計画量と同程度の実績を確保することができた。

単位 面積：ha、実行歩合：%

総数			人工造林			天然更新		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
430	208	48	180	173	96	250	35	14

(3) 間伐面積

間伐面積については実行歩合が 88%であった。水源の森林づくり事業の実施等により計画量に近い実績を確保することができた。

単位 面積：ha、実行歩合：%

総数			針葉樹			広葉樹		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
10,250	9,068	88	9,750	8,337	86	500	731	146

(4) 林道等の開設又は改良

林道開設の延長、林道改良の箇所数については、実行歩合がそれぞれ 56%、50%であった。計画量に対して実行量が伸びなかったのは令和元年台風 19 号による被災箇所の復旧を優先実施したところが多い。

単位 延長:km、実行歩合:%

開設延長			改良箇所数		
計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
2.9	1.6	56	428	215	50

(5) 治山事業

治山事業施行箇所数については、実行歩合が 122%となった。計画量に対して実行量が伸びたのは、森林整備工の進捗によるところが多い。

単位 実行歩合:%

治山事業施行地区数		
計画	実行	実行歩合
206	251	122

(6) 要整備森林の整備

特定保安林制度に基づく要整備森林の整備については、水源の森林づくり事業により荒廃した私有林の公的管理・支援を加速化して推進しているため、要整備森林の指定・整備の必要性は低くなっている。

単位 面積:ha、実行歩合:%

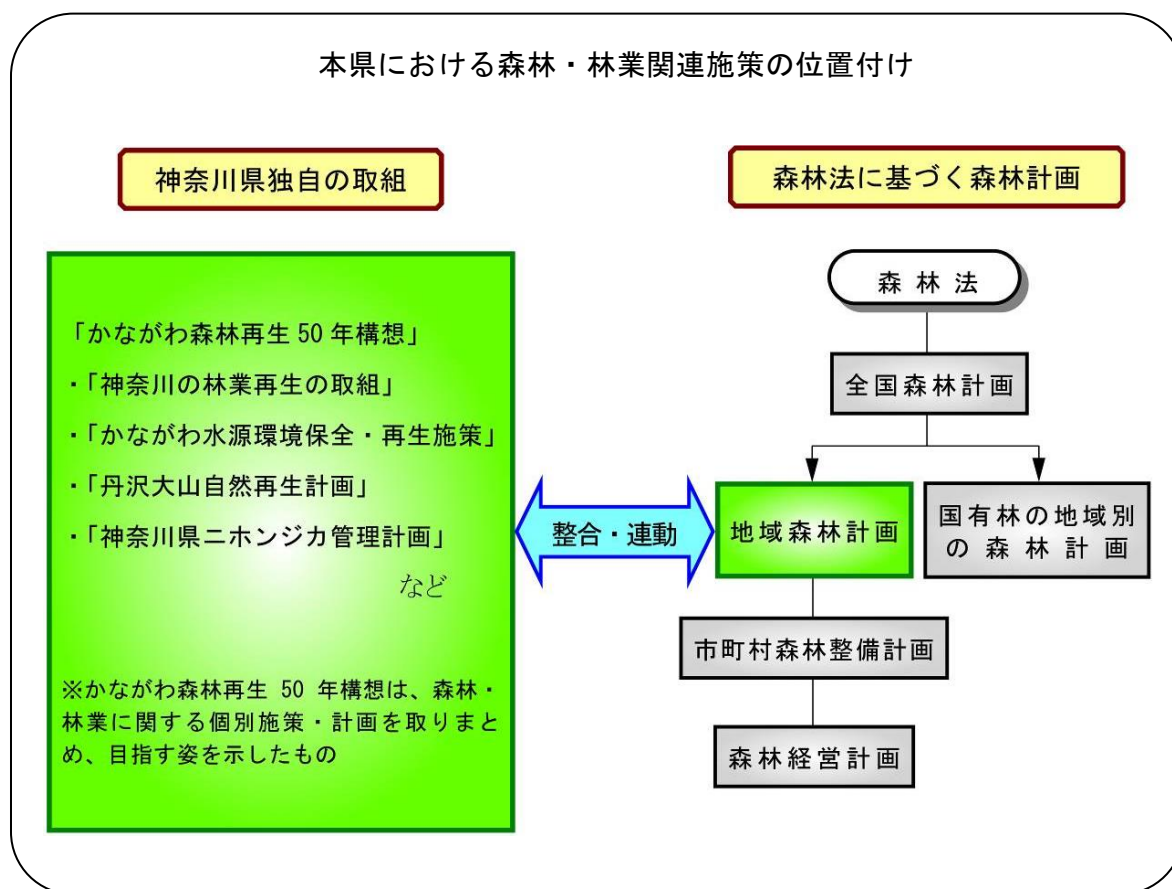
計画	実行	実行歩合
-	-	-

5 計画にあたっての基本的な考え方

(1) かながわ森林再生 50 年構想について

かながわ森林再生 50 年構想は、本県の森林・林業の現状を踏まえ、水源の森林づくり事業やかながわ水源環境保全・再生施策大綱、かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画、丹沢大山自然再生基本構想などの森林に関する施策、計画、提言等を取りまとめ、県内の森林全体についての再生の方向と目指す姿を示したものである。

かながわ森林再生 50 年構想など、本県における森林・林業関連施策の位置付けは、以下の図のとおりである。



(2) 3つの基本的な考え方

本計画区では、かながわ森林再生 50 年構想を踏まえて、森林の区分や、区分ごとの目指す姿を設定するとともに、次の 3 つの基本的な考え方により、50 年の長期的な展望の下に森林づくりを進めていくこととする。

広葉樹林の再生

- 丹沢大山の高標高域の自然林は、ニホンジカによる下草や低木の過度の採食を防ぎつつ、後継樹を育成し、多様な樹種による原生的な自然林に誘導していく。
- 放置されている山地や里山など中低標高域の二次林は、主として抜き伐りと天然下種更新により多様な樹種の自然林に誘導していく。
- 土壌流出の著しい溪畔林は、必要に応じて広葉樹の植栽を行う。

人工林から混交林への転換

- 林道から 200m 以上離れたスギ・ヒノキの人工林は、主として間伐・抜き伐りと天然下種更新により、混交林や巨木林に誘導していく。ただし、急傾斜地や天然下種更新による広葉樹の導入が困難な人工林にあっては、広葉樹の植栽を行う。

人工林の再生

- 林道から 200m 以内のスギ・ヒノキの人工林は、間伐による木材利用を積極的に進めるほか、伐採後は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種のスギ・ヒノキを植栽し、複層林などに誘導していく。

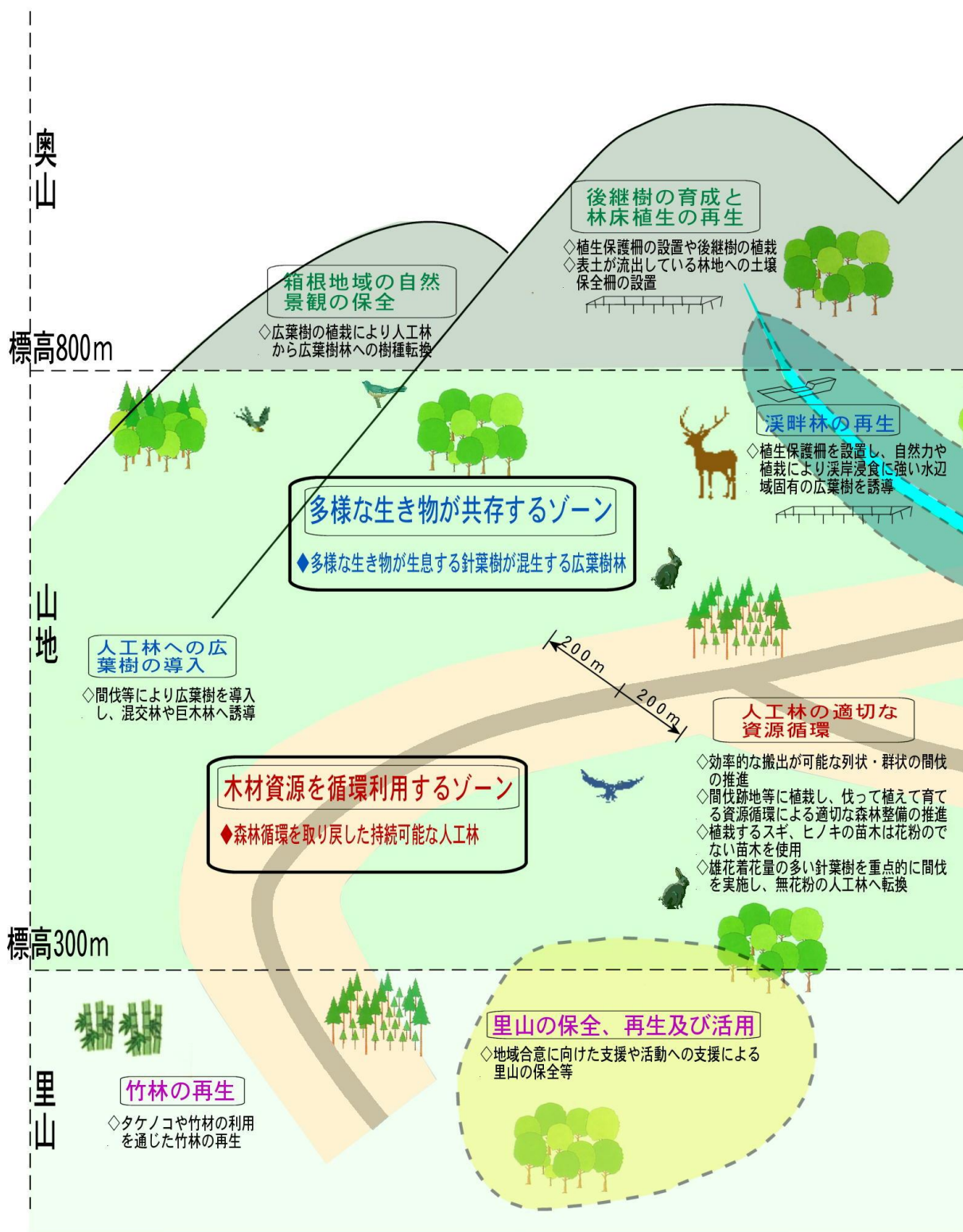
(3) 森林区分ごとのめざす姿

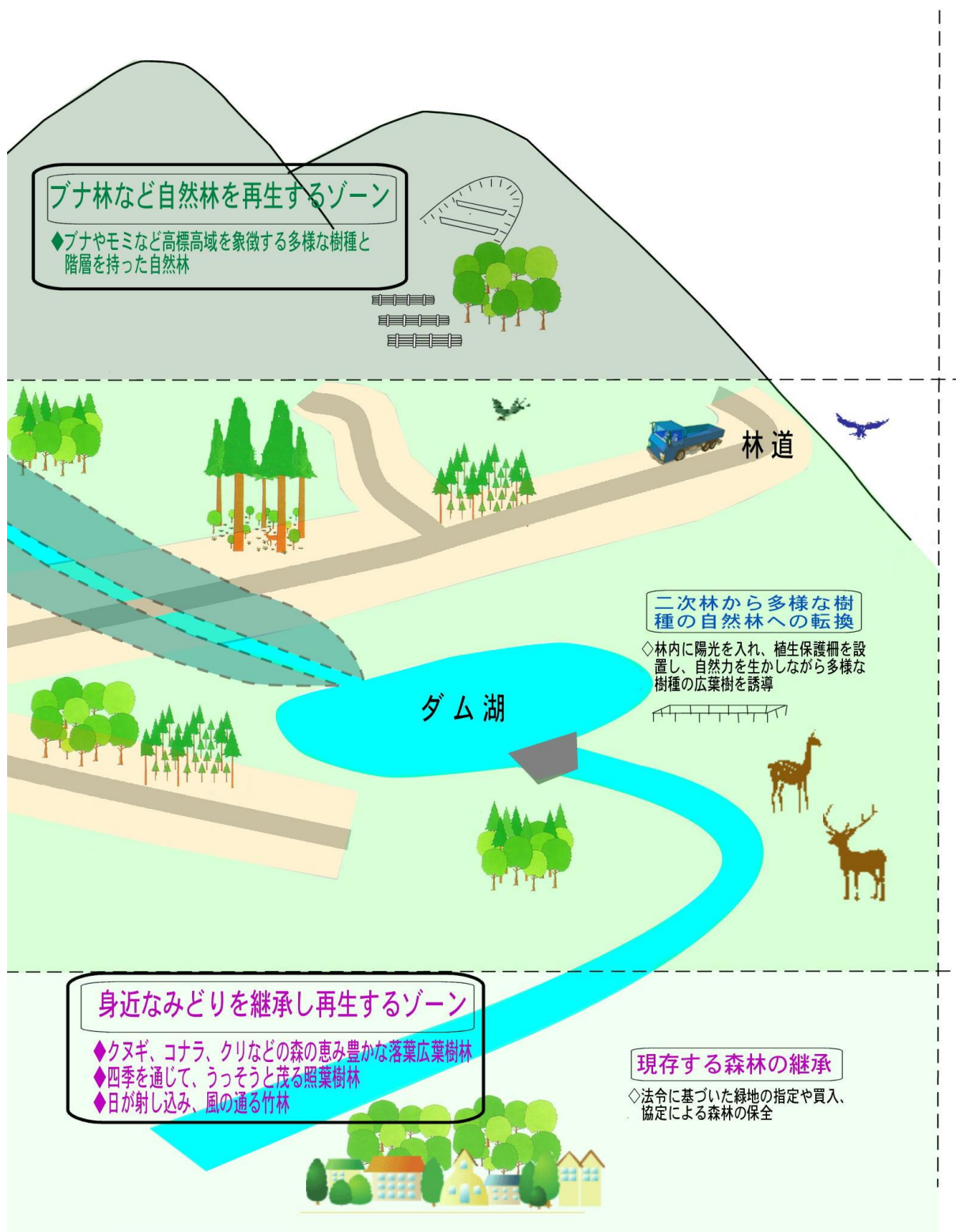
かながわ森林再生 50 年構想では、森林資源の状況、自然的条件、社会的要請等の地域特性を総合的に勘案するとともに、人工林と天然林の別、経済的立地条件(林道からの遠近)等を加味して次のとおり森林を区分し、それぞれの 50 年後の目指す姿を設定している。

標高の目安	森林区分		50 年後の目指す姿
奥山城 800m 以上	ブナ林など自然林を再生するゾーン	主として天然林	○ブナやモミなど高標高域を象徴する多様な樹種と階層を持った自然林
山地域 300～800m	多様な生き物が共存するゾーン	天然林及び林道から概ね 200m 以遠の人工林	○多様な生き物が生息する針葉樹が混生する広葉樹林
	木材資源を循環利用するゾーン	林道から概ね 200m 以内の人工林	○資源循環を取り戻した持続可能な人工林
里山城 300m 以下	身近なみどりを継承し再生するゾーン	天然林及び林道から概ね 200m 以遠の人工林	○クスギ、コナラ、クなどの森の恵み豊かな落葉広葉樹林 ○四季を通じてうっそうと茂る照葉樹林 ○日が射込み、風の通る竹林

なお、本計画中の「森林区分」の表記は、かながわ森林再生 50 年構想に示す森林区分を指すものとする。また、森林区分は本県の森林・林業施策の基本となるものであることから、本計画ではこの区分に沿った記述をすることとする。

森林のめざす姿と主な取組（かながわ森林再生50年構想より）





第Ⅱ部 基本的な計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林は、森林法第2条に規定されている木竹が集団して生育している土地及び伐採跡地、笹地など木竹の集団的な生育に供される土地、すなわち現況が森林である土地であって、概ね 0.3ha 以上のまとまった森林(「森林計画制度の運用について(平成3年7月25日3林野計第294号)」)のうち、都市計画法の区域区分等を考慮した次の①から④に掲げる民有林とする。

ただし、ミカン畑やクリ畑などの農地、住宅地若しくはこれに準じる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹並びに試験林で農林水産大臣が指定するものなどは除く。

計画の対象とする森林の区域の市町村別面積は別表1のとおりである。

- ①都市計画法(昭和43年法律第100号)による市街化調整区域内の森林
- ②都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域の区域外にある森林
- ③都市計画法の未適用区域内の森林
- ④都市計画法による市街化区域及び市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域の区域内にある森林であって、次に掲げる森林
 - ア 保安林
 - イ 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地に係る森林
 - ウ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区内の森林
 - エ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第128条第1項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林
 - オ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第1項または第60条第1項の規定により指定された特別地域内の森林
 - カ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域内の森林及び同法第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区内の森林
 - キ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区内の森林
 - ク 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林
 - ケ 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第4条第1項の規定により指定された特別母樹または特別母樹林に係る森林
 - コ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林

サ 首都圏近郊緑地保全法(昭和 41 年法律第 101 号)第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域内の森林及び同法第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区内の森林

シ 自然環境保全条例(昭和 47 年神奈川県条例第 52 号)第6条第1項の規定により指定された県自然環境保全地域の特別地区内の森林

別表 1 計画の対象とする森林の市町村別面積

単位 面積 : ha

区 分		面 積	区 分		面 積
総数		79,096.12			
市 町 村 別 内 訳	横 浜 市	1,682.65	市 町 村 別 内 訳	南 足 柄 市	4,721.42
	川 崎 市	242.90		綾 瀬 市	110.67
	横 須 賀 市	2,011.12		葉 山 町	869.03
	平 塚 市	457.21		寒 川 町	15.37
	鎌 倉 市	1,067.88		大 磯 町	489.40
	藤 沢 市	350.06		二 宮 町	145.29
	小 田 原 市	4,192.92		中 井 町	645.88
	茅 ヶ 崎 市	225.81		大 井 町	314.18
	逗 子 市	497.90		松 田 町	2,853.58
	相 模 原 市	17,752.80		山 北 町	13,947.74
	三 浦 市	501.35		開 成 町	-
	秦 野 市	4,735.95		箱 根 町	5,476.30
	厚 木 市	2,428.42		真 鶴 町	332.67
	大 和 市	108.58		湯 河 原 町	2,953.47
内 訳	伊 勢 原 市	2,054.31	内 訳	愛 川 町	1,455.04
	海 老 名 市	32.72		清 川 村	6,361.38
訳	座 間 市	62.12	訳		

(注) 1. 計画の対象とする森林は、保安林、保安施設地区の区域内の森林、海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、森林法第 10 条の2第1項の規定による開発行為の許可制度の対象となる。

2. 計画の対象とする森林は、森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出制度の対象となる。

3. 計画の対象とする森林は、保安林、保安施設地区の区域内の森林を除き、森林法第 10 条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出制度の対象となる。

4. 計画の対象となる森林の区域を表示した森林計画図の縦覧場所は、次のとおりとする。

神奈川県環境農政局緑政部森林再生課

神奈川県横浜川崎地区農政事務所地域農政推進課

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター地域農政推進課

神奈川県県央地域県政総合センター森林保全課

神奈川県湘南地域県政総合センター森林課

神奈川県県西地域県政総合センター森林保全課

計画区内の各市役所及び各町村役場(開成町役場は除く)

2 森林区分の各区域における森林の整備及び保全の目標

森林区分の各区域において推進すべき森林整備及び保全の目標を、概ね次を指針として定めるものとする。なお、各区域における森林や治山施設の整備にあたっては、表土の保全や野生動植物などの自然環境の保全等に配慮することとする。特に丹沢大山地域におけるニホンジカ生息状況については、継続的に捕獲を実施している箇所では生息数の減少も見られるものの、その周辺や、まだ捕獲が実施されていない箇所では依然として高密度な生息が見られることから、森林整備実施の際には、こうした生息状況に配慮し、森林整備と、ニホンジカ保護管理の連携を図るものとする。

(1) ブナ林など自然林を再生するゾーン

ブナ林など自然林を再生するゾーンでは、生物多様性の保全など自然環境の保全・再生及び水土保持機能の高度発揮を目指し、主に広葉樹林、混交林、巨木林を目標林型とした森林施業を行うとともに、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設の整備を行う。

具体的には、立枯れや林床植生の退行などにより衰退したブナ林やモミ・ツガ林などの天然生林は、必要に応じて下層植生の保護、土壤保全、地表処理、補助的な植栽等適切な施業によって森林生態系として安定した森林への再生を図る。針葉樹単層林は、構成樹種が多様で階層構造が発達した混交林や広葉樹林への転換、下層植生の豊かな林齢100年以上の巨木林への誘導を積極的に図る。

植栽を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を基本とし、現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。

主伐を行う場合には、原則として択伐とする。

また、山地の荒廃化が著しく見受けられる地域について、生物多様性の保全、自然環境へ与える負荷を軽減する工種、工法等に配慮した治山施設の整備を行う。

なお、野生生物の生息地の減少・分断を防ぐため、公有林等を中心に広域的な観点から回廊状の森林の確保を積極的に推進する。

(2) 多様な生き物が共存するゾーン

多様な生き物が共存するゾーンでは、水土保持機能の高度発揮を目指し、林道から遠いなど経済的条件が劣る針葉樹単層林については、森林現況に応じて構成樹種が多様で階層構造が発達した混交林や下層植生の豊かな林齢100年以上の巨木林への誘導を積極的に図る。

広葉樹林等の天然林は、天然下種更新または萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、必要に応じて下層植生保護、土壤保全、受光伐、補助的な植栽等の施業を行い活力ある森林の再生を図る。

また、尾根筋や沢筋には広葉樹を基本とした保護樹林帯の積極的な配置に努める。

植栽を行う場合は、状況に応じて地域の自然条件に適した郷土樹種の積極的な導入を図るほか、スギ・ヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。

主伐を行う場合は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとする。

溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とし、ダム上流域や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域においては、流域の特性に応じた治山施設の整備を図る。

(3) 木材資源を循環利用するゾーン

木材資源を循環利用するゾーンでは、水土保持機能の高度発揮を目指すことを基本としつつ、林道から近いなど経済的立地条件に優れ、高い生産力を有するスギ・ヒノキの生育に適した森林で持続的な木材資源の利用を図るための施業を行うこととし、主伐による水土保持機能の低下を最小限に抑えるため、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林や下層植生の豊かな林齢100年以上の巨木林への誘導を積極的に推進するとともに、単層林施業を行う森林においても長伐期化に努める。

スギ・ヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。

主伐を行う場合は、林地の保全に配慮しつつ、素材生産の生産性も考慮した小面積かつ分散的な皆伐又は択伐を行うことを基本とする。

(4) 身近なみどりを継承し再生するゾーン

身近なみどりを継承し再生するゾーンでは、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うことを基本とし、常緑広葉樹を主体とした自然性の高い天然生林等は、森林学習や学術的視点から現存する林相の保存または保全を基本とする。

景勝地の森林など地域の景観を特徴づける森林は、必要に応じて、樹種構成の多様化を目指した広葉樹林や混交林の整備、特徴的な景観の維持を目指した単層林の整備など、景観の保全または向上を目指した施業を基本とする。

市街地周辺の里山林や都市近郊林など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、地域住民等の参加を得ながら更新・保育・間伐等継続的かつ積極的な施業を基本とする。

3 目標林型に関する事項

森林区分別の目指す森林の姿を踏まえた、具体的な目標林型別の整備計画及び施業指針は、次のとおりとする。

(1) 目標林型別の整備計画等

項 目		現 況	計画期末
目 標 林 型	単層林 (ha)	21,882	19,003
	巨木林 (ha)	2,213	3,817
	複層林 (ha)	1,540	1,540
	混交林 (ha)	5,697	6,972
	広葉樹林 (ha)	43,840	43,840

森林蓄積 (m ³ /ha)	259	277
---------------------------	-----	-----

(注)

1. 目標林型別の面積は、目標林型の整備に取り組む森林の面積である。
2. 目標林型と全国森林計画における森林整備の目標区分との対応については「単層林」と「巨木林」は「育成単層林」に、「複層林」と「混交林」は「育成複層林」に、「広葉樹林」は「天然生林」又は「育成単層林」に該当する。

(2) 目標林型別の施業指針

ア 単層林施業

単層林施業を行う森林では、成長の良好な短伐期又は長伐期の針葉樹単層林を目指す。

造林は、適地適木を原則とした人工造林を行うものとし、スギまたはヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択するほか、状況に応じて地域の自然条件に適した品種等を選択する。

間伐及び保育は、主林木の生育に応じて、適時適切に下刈、つる切、間伐、枝打などを行い、造林目的に沿った主林木の育成と下層植生の維持を図る。

短伐期施業では、概ね標準伐期齢に達した時期以降に主伐を行うものとし、長伐期施業を行う場合は、標準伐期齢以降も間伐等を継続し、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行う。

主伐は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うことを基本とする。

イ 巨木林施業

巨木林施業を行う森林では、下層植生の豊富な林齢100年以上の針葉樹林を目指す。

造林から標準伐期齢に達する時期までは、単層林に準じた施業を行い、標準伐期齢以降は、風害などの気象災害に留意しながら、適度な間伐を繰り返すことにより豊かな下層植生の維持・育成を図る。

また、標準伐期齢以降の枝打は、林内環境を保全する上で必要な場合に行う。

主伐を行う場合は、林地の保全に配慮して択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、特にブナ林など自然林を再生するゾーンでは、原則として皆伐を避け、択伐を行う。

ウ 複層林施業

複層林施業を行う森林では、単層林として造成した針葉樹林に針葉樹の下層木を造林することにより、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林を目指す。

単層林状態の期間は、概ね単層林に準じた施業を行い、上層木を抜き伐りすることにより下層木の生育に必要な光環境及び空間を確保しながら、自然条件や造林目的に応じて、上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を選択し、植栽により下層木を導入し複層林を造成する。植栽は花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。

複層林状態の期間は、上層木及び下層木のそれぞれについて適時適切な抜き伐り、間伐及び枝打等を行い、特に上層木の抜き伐りについては、下層木の生育状況に留意して行う。

上層木の主伐は、概ね標準伐期齢に達した時期以降に行うものとし、特に下層木の保護に留意して慎重に行う。

※一般的には、針葉樹と広葉樹の複層林もあるが、本計画においては、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林を目指した施業のみを「複層林施業」と呼ぶこととする。

エ 混交林施業

混交林施業を行う森林では、単層林として造成した針葉樹林に広葉樹を導入することにより、構成樹種が多様で階層構造が発達した針葉樹と広葉樹が主林木として混生する森林を目指す。

針葉樹単層林から混交林への誘導は、抜き伐りを繰り返しながら、森林の現況や自然条件に応じて、必要な施業を適宜組み合わせて天然下種更新による多様な広葉樹等の導入を促進することを基本とし、天然下種更新による広葉樹等の導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行う。

植栽を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を選択し、地域固有の系統を保全するため現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。

オ 広葉樹林施業

広葉樹林施業を行う森林は、構成樹種が多様で階層構造が発達し、安定した活力のある広葉樹林を目指す。

広葉樹林の更新は、自然力を活用した天然下種更新または萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、森林の現況や自然条件に応じて下層植生の保護、土壌保全、かき起こし等の地表処理、受光伐、補助的な植栽等の適切な施業を組み合わせで行う。

特に、ブナ林など自然林を再生するゾーンにおける立枯れや林床植生の退行などにより衰退したブナ林やモミ・ツガ林等の天然生林等については、森林生態系として安定した森林への再生を図る。

《目標林型のイメージ》

単 層 林



巨 木 林



複 層 林



混 交 林

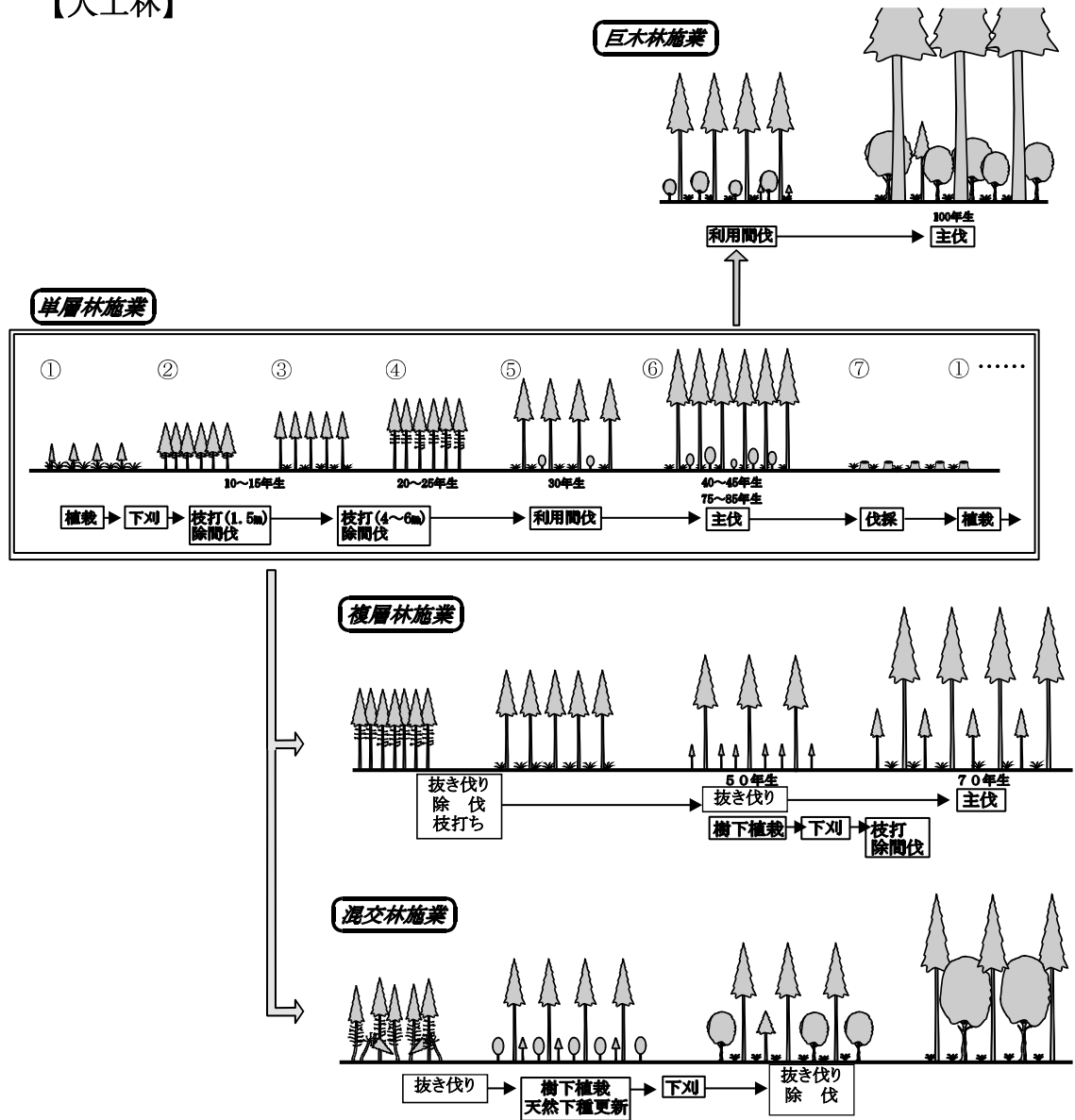


広 葉 樹 林



目標林型ごと森林整備手法

【人工林】



【広葉樹林】



4 公益的機能別施業森林等の区域設定基準

森林の有する機能の別に応じて、その機能の維持増進を図る森林の区域の設定にあたっては、本県の森林区分を踏まえつつ、次の基準により設定するものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の設定基準

水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能といった公益的機能の高度発揮が求められ、それらの機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林を公益的機能別施業森林という。

公益的機能別施業森林の区域は、維持増進を図るべき公益的機能の別に、次の基準により設定するものとする。

ア 水源涵(かん)養機能

水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林とする。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがあるなど、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林とする。

ウ 快適環境形成機能

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林とする。

エ 保健・レクリエーション機能

保健・レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林とする。

オ 文化機能

文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、史跡、名勝地等の森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林とする。

カ 生物多様性保全機能

生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林とする。

なお、上記エからカに示す森林は、農林水産省令（森林法施行規則）に定められた公益的機能別施業森林の名称のうち「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に該当するものである。

(2) 木材等生産機能の維持増進を図る森林、及び特に効率的な施業が可能な森林の設定基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、林道等から近いなど経済的条件に優れ効率的な森林施業が可能な、高い生産性を有するスギ・ヒノキの生育に適した森林とする。

特に効率的な施業が可能な森林の区域は、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高い森林、傾斜が比較的緩やかな森林、及び林道等や集落から距離が近い森林で、特に効率的な施業が可能な森林とする。

(3) 区域の重複について

一つの林分において高度発揮が求められる森林の有する機能が複数ある場合には、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の重複を認めるものとする。その際はそれぞれの公益的機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

5 森林区分ごとの重視すべき機能

本県の森林区分ごとの地域特性を踏まえて、各区分において高度発揮が期待される重視すべき機能を次表のとおり示す。

森林区分	重視すべき機能	重複しての発揮が望まれる機能
ブナ林など自然林を再生するゾーン	水源涵(かん)養機能 生物多様性保全機能	山地災害防止機能／土壤保全機能
多様な生き物が共存するゾーン	水源涵(かん)養機能	生物多様性保全機能 山地災害防止機能／土壤保全機能 保健・レクリエーション機能
木材資源を循環利用するゾーン	水源涵(かん)養機能	木材等生産機能
身近なみどりを継承し再生するゾーン	快適環境形成機能 もしくは 水源涵(かん)養機能	保健・レクリエーション機能 文化機能

(注) 各森林区分の区域において、本表に示すもの以外の機能の維持増進を図ることを阻むものではない。

第Ⅲ部 個別の計画事項

1 森林整備に関する事項

(1) 造林に関する事項

ア 森林区分の区域別の造林の方法

造林は、森林区分の各区域ごとの目標とする森林の姿を踏まえ、概ね次を基本として、地域の自然的条件及び社会的条件に応じた活力ある多彩な森林づくりを目指して行うものとする。

(ア) ブナ林など自然林を再生するゾーン

ブナ林など自然林を再生するゾーンにおいて造林を行う場合は、生物多様性の保全など自然環境の保全・再生及び水土保持機能の高度発揮を図るため、原則として、母樹から飛散した種子等による更新を期待する天然下種更新を基本として、活力ある広葉樹林、混交林、巨木林への誘導を図ることとし、必要に応じて下層植生の保護、土壤保全、地表処理などの天然更新補助作業及び補助的な植栽を行うものとする。

(イ) 多様な生き物が共存するゾーン

多様な生き物が共存するゾーンにおいて造林を行う場合は、水土保持機能の高度発揮を図るため、自然条件、森林の現況等を踏まえ、混交林、巨木林、活力ある広葉樹林への誘導を図ることとし、天然下種更新や萌芽更新並びに必要に応じて補助的な植栽等を行うこととする。

(ウ) 木材資源を循環利用するゾーン

木材資源を循環利用するゾーンにおいて造林を行う場合は、持続的な木材資源の活用を通じた水土保持機能の高度発揮を図るため、森林の現況、森林の管理・経営目標等を踏まえ、人工造林を基本とし、単層林施業、巨木林施業、複層林施業を行うこととする。

(エ) 身近なみどりを継承し再生するゾーン

身近なみどりを継承し再生するゾーンにおいて造林を行う場合は、快適で潤いのある生活環境の保全及び保健文化機能の高度発揮を図るため、森林学習や学術的視点での現存する林相の維持・保存、地域を特徴づける景観の保全・向上、里山林における広葉樹二次林の整備など地域の多様な要請に応じた森林づくりに向け、人工造林、天然下種更新、萌芽更新等から適切な造林方法を選択して行うこととする。また、地域の水源地周辺の森林では水源涵(かん)養機能の高度発揮にも留意するものとする。

イ 造林に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、森林施業に係る制限の状況、木材の利用状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとする。

(ア) 造林樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として森林の立地条件、地域における種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹、コナラ、ケヤキ、ミズキ等の有用広葉樹、地域の自然条件に適した郷土樹種及び品種などの中から幅広く樹種を選定し、多彩な森林の造成に努めるものとする。

特に、ブナ林など自然林を再生するゾーンにおいて自然環境の保全・再生を目指した造林を行う場合は、自然条件に適した郷土樹種を選択し、地域固有の系統を保全するため現場の母樹から育成した種苗を使用するように努める。

スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、無花粉品種を含めた花粉の少ない品種を選択する。

天然更新の対象樹種は、次に示すもののほか、在来種かつ高木性の樹種とする。

カヤ、スギ、アスナロ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ウラジロモミ、ツガ、モミ、イイギリ、ハリギリ、コシアブラ、エゴノキ、オオバアサガラ、ハクウンボク、カエデ類(イトマキイタヤ、イロハモミジ、エンコウカエデ、オニイタヤ)、カツラ、アサダ、オオバヤシャブシ、クマシデ属、ケヤマハンノキ、ミズメ、ミヤマヤシャブシ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カゴノキ、オニグルミ、サワグルミ、ケンボナシ、ヤマグワ、シナノキ、ニシキウツギ、ヒコサンヒメシャラ、ヒメシャラ、トチノキ、マユミ、ユモトマユミ、エノキ、オヒョウ、ケヤキ、ハルニレ、ムクノキ、イヌザクラ、ウワミズザクラ、オオヤマザクラ、ミヤマザクラ、ヤマザクラ、ウラジロノキ、アズキナシ、オオウラジロノキ、フサザクラ、アカガシ、アラカシ、ウラジログシ、カシワ、クリ、クヌギ、コナラ、シラカシ、スダジイ、ブナ、ミズナラ、イヌエンジュ、フジキ、オオバノキハダ、ミズキ、ヤマボウシ、アラゲアオダモ、ヤマトアオダモ、シオジ、マルバアオダモ、コブシ、ホオノキ、アオハダ、モチノキ、ヤマグルマ、リョウブ、ミヤマイボタ、カマツカ、マメザクラ、サワラ、ハンノキ、カゴノキ、クマノミズキ、ユクノキ、ニガキ

- (注) 1. 上記対象樹種のうち下線のあるものは、萌芽更新が可能な樹種。
2. 上記対象樹種の5年生での期待成立本数は、ha 当たり 10,000 本とする。

(4) 目標林型別の造林の標準的な方法

① 単層林施業及び巨木林施業

単層林施業及び巨木林施業における主要樹種の植栽本数については、次に示す植栽本数を指針として、樹種、植栽地の自然条件、施業体系、生産目標などに対応して適切な本数を適用するものとし、樹種別仕立て方法別に幅広く定めることとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
ス ギ	中庸仕立て	2, 500～3, 500
ヒ ノ キ	中庸仕立て	2, 500～3, 500

植付け方法及び時期は、苗木の活着を高め、植栽後の生育が良好に保たれることを重点において、気候その他植栽地の自然条件及び使用する苗木の樹種や形状に応じて決定し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。

② 複層林施業

複数の針葉樹の樹冠層を持つ森林を目指す複層林施業における造林は、上層木を抜き伐りして下層木の生育に必要な光環境及び空間を確保しながら、植栽により下層木を導入して複層林を造成するものとする。

複層林の造成にあたっては、自然条件や造林目的に応じて、単木、帯状、群状といった上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を選択し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。

③ 混交林施業

樹種構成及び森林の階層構造が多様な、針葉樹と広葉樹が混生する森林を目指す混交林施業における造林は、針葉樹単層林の抜き伐りを繰り返すことにより、天然下種更新による多様な広葉樹の導入を促進することを基本とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子による更新を期待するものであり、前生稚樹の生育状況、自然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性等により、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壌保全、かき起こし等の地表処理、植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うものとする。

自然条件などにより天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行うものとし、原則として自然条件に適した郷土樹種を植栽する。

④ 広葉樹林施業

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹林施業における造林は、天然下種更新又は萌芽更新を基本とする。

天然下種更新は、母樹等から飛散した種子による更新を期待するものであり、前生稚樹の生育状況、自然条件、母樹の分布状況及び種子の飛散特性等により、育成しようとする樹木の発芽や生育の効果的な促進を図るため、必要に応じて、土壌保全、かき起こし等の地表処理、植生保護柵による実生保護等の天然更新補助作業を行うものとする。

自然条件などにより天然下種更新による広葉樹導入が期待できない場合などは、必要に応じて補助的な植栽を行うものとし、原則として自然条件に適した郷土樹種を植栽する。

萌芽更新は、萌芽の優劣が明らかとなる頃に、根または地際部から発生している萌芽を 1 株当たりの仕立て本数を目安として、芽掻きを行う。

(ウ) 伐採跡地の更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに木材資源を循環利用するゾーンにおいては森林資源の造成等を旨として、伐採跡地の更新をすべき期間を次に示す。

区 分		更新をすべき期間
	伐採方法	
人工造林	皆 伐	2年以内
	択 伐	5年以内
天然更新		5年以内

(エ) 天然更新の完了に関する指針

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈(対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物(ササ、低木、シダ類、高茎草本等)の高さ)以上のものが ha 当たり 3,000 本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

なお、必要に応じて行う天然更新補助作業の標準的な方法は次のとおりとする。

区 分	標準的な方法
地表かき起こし	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土(A層)を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や自然条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払い等を行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽掻き	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

(オ) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工植栽により造成され種子を供給する母樹が存在しないことや、林床や地表の状況あるいは病虫獣などの被害の発生状況などから、天然更新が期待できない森林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めることとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めることとする。

ウ 人工造林、天然更新別の造林面積

人工造林、天然更新別の造林面積を次のとおり計画する。

区 分	面 積 (ha)	前半5カ年の計画量
人 工 造 林	6 6 5	2 0 6
天 然 更 新	3 4 9	1 7 5

(2) 間伐及び保育に関する事項

ア 間伐及び保育に関する考え方

間伐及び保育は、森林区分の各区域ごとの重視すべき機能及び望ましい森林の姿を踏まえ、森林の質的な向上と健全化、目標とする森林状態への誘導、木材資源の持続的活用等を図るため、適時適切な方法により間伐及び枝打等を積極的に推進する。

なお、施業にあたっては、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めるものとする。

イ 間伐及び保育に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の自然的条件、社会的条件、地域に特有の施業体系、間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(ア) 目標林型別の間伐及び保育の標準的な方法

① 単層林施業及び巨木林施業

い) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

単層林施業及び巨木林施業における間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とし、地域の自然的条件や社会的条件を踏まえ、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定める。

また、施業の省力化・効率化の観点から、地質等に配慮しながら、列状間伐の導入も検討する。

樹種	間伐実施齢級・回数														備考
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII…XIX	XX	
スギ				←→				3回							短伐期
				←→									5回		長伐期
				←→										7回	巨木林
ヒノキ				←→				3回							短伐期
				←→									5回		長伐期
				←→										6回	巨木林

(注) 齢級は、林齢を5年ごとに括ったもの。林齢1年生から5年生をⅠ齢級、6年生から10年生をⅡ齢級というように、ローマ数字で表記する。

ii) 保育の標準的な方法

単層林施業及び巨木林施業における保育の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とし、地域の自然的条件や社会的条件を踏まえ、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定める。特に下刈りについては、作業の省力化・効率化にも配慮すること。

保育の 種 類	樹 種	保 育 実 施 齢 級 ・ 回 数													備 考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	
下 刈	ス ギ	↔			7～9回										
	ヒノキ	↔			7～9回										
つる切	ス ギ		↔		1～2回										
	ヒノキ		↔		1～2回										
除 伐	ス ギ		↔		1回										
	ヒノキ		↔		1回										
枝 打	ス ギ		↔					3～4回							短伐期
				←					4回以降必要に応じて実施						長伐期 巨木林
	ヒノキ		↔					3～4回							短伐期
				←					4回以降必要に応じて実施						長伐期 巨木林

② 複層林施業

複数の針葉樹の樹冠層を持つ複層林の造成・維持を目指す複層林施業における間伐及び保育は、上層木及び下層木について適時適切な抜き伐り、間伐及び枝打等を行うこととし、特に上層木の抜き伐りについては、下層木の生育に必要な光環境及び空間の確保を主眼に、下層木の配置及びその保護に留意して実施する。

③ 混交林施業

樹種構成が多様で階層構造が発達した針葉樹と広葉樹が主林木として混成する森林を目指す混交林施業における保育は、天然下種更新や植栽により造林した広葉樹幼齢木の生育確保に主眼を置き、森林の現況や自然条件等に応じて、下刈、つる切り、除伐等、必要な施業を適宜組み合わせる実施する。

④ 広葉樹林施業

樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目指す広葉樹林施業

における保育は、森林の状況と荒廃の原因を十分に把握した上で、受光伐や、植生保護柵、土壌保全工など適切な施業を選択・組み合わせて実施するものとする。

ウ 間伐立木材積

針葉樹・広葉樹別の間伐立木材積を次のとおり計画する。

区 分		針 葉 樹	広 葉 樹	計
面積 (ha)		13,000	1,400	14,400
	前半5カ年の計画量	6,500	700	7,200
材積 (千m ³)		1,200	25	1,225
	前半5カ年の計画量	600	12	612

エ その他必要な事項

- ① 森林の病虫害による被害を防除するため、これらの早期発見と早期駆除を図る。
- ② 野生動物による被害の防除及び共存を図るため、関係機関との調整を行い、積極的な施策の連携を図る。特に丹沢大山地域においては、ニホンジカの保護管理との連携を図るものとする。
- ③ 降雪災害等から復旧を図った森林、特に複層林型の森林にあつては、下層木の育成を図るための除伐及び林内照度管理のための上層木の枝打や受光伐等きめ細やかで継続的な保育施業を推進する。

(3) 森林の伐採に関する事項

ア 立木竹の伐採(主伐)に関する考え方

森林の立木竹の伐採については、森林区分の各区域ごとの重視すべき機能及び望ましい森林の姿と、これに対応する目標林型を踏まえ、次を基本として、地域の自然的条件及び社会的条件に応じて行う。

ブナ林など自然林を再生するゾーンにおいて伐採を行う場合は、生物多様性の保全など自然環境の保全・再生及び水土保全機能の高度発揮に特に配慮するものとし、原則として皆伐を避け、林地の保全に配慮した択伐を行う。

多様な生き物が共存するゾーンにおいて伐採を行う場合は、水土保全機能の高度発揮に特に配慮するものとし、林地の保全に配慮した小面積かつ分散的な皆伐または択伐による適切な伐採を行う。

木材資源を循環利用するゾーンにおいて伐採を行う場合は、水土保全機能の高度発揮に配

慮しつつ木材利用を積極的に推進するため、林地の保全に留意しながら素材生産の生産性も考慮した小面積かつ分散的な皆伐を基本とする。

身近なみどりを継承し再生するゾーンにおいて伐採を行う場合は、快適で潤いのある生活環境の保全及び保健文化機能の高度発揮に特に配慮するものとし、択伐を基本として、地域の多様な要請に応じて適切な伐採方法を選択する。

イ 立木竹の伐採(主伐)に関する指針

森林の立木竹の伐採は原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ヘクタール以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20ヘクタールを限度とする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこと。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、森林施業に係る制限の状況、木材の生産動向等を勘案して立木竹の伐採(主伐)に関する事項を定めるものとする。

あわせて、伐採(主伐)の方法について、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全、及び生物多様性の保全に配慮した方法を定めるものとする。

(ア) 目標林型別の立木の伐採(主伐)の標準的な方法

① 単層林施業

単層林における主伐は、林地の保全に配慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることとし、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置すること。

主伐の時期は、短伐期単層林については、原則として標準伐期齢に達した時期以降に、また、長伐期単層林については、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以降に行うこととし、多様な木材需要への対応、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化や長期化を積極的に図りつつ、生産目標に応じた林齢で伐採すること。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。

② 巨木林施業

巨木林における主伐は、下層植生の豊富な林齢100年以上の針葉樹林を目標とすることを踏まえ、林地の保全に配慮して、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこと。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。

③ 複層林施業

複層林における上層木の主伐は、下層木の保護及び更新の時期、方法に留意して慎重に行うこととし、主伐の時期は、概ね単層林に準じる。

④ 混交林施業

混交林施業における針葉樹の主伐は、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の生育のために必要な空間を確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択すること。

⑤ 広葉樹林施業

広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。

(イ) 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な主伐の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域内に生育する主要樹種ごとに、次に示す林齢を基本とし、市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではないことに留意することとする。

また、施業の体系等が著しく異なる地域がある場合には、市町村森林整備計画において、当該地域ごとに標準伐期齢を定めることとする。

基準林齢

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
神 奈 川	40年	45年	35年	50年	10年	20年

ウ 伐採立木材積

伐採立木材積(主伐)については、次のとおり計画する。

区 分	針 葉 樹	広 葉 樹	計
材 積 (千 m^3)	2 4 0	3	2 4 3
前半 5 カ年の計画量	9 3	1	9 4

(4) 公益的機能別施業森林等の森林施業の方法に関する指針

森林の有する機能の別に応じて、その機能を十分に発揮させるために推進すべき森林施業の方法は次のとおりとする。

ア 公益的機能別施業森林の森林施業の方法

- ① 公益的機能別施業森林のうち、水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、伐期の間隔の拡大とともに皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小することとする。
- ② 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林以外の公益的機能別施業森林においては、特に公益的機能の発揮を図る場合には択伐による複層林施業、または混交林施業を行うこととし、それ以外の場合には択伐以外の方法による複層林施業、または混交林施業を行うこととする。また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行うことも可能とし、皆伐によるものについては伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の広葉樹を育成する森林施業を行う必要がある場合には、これを推進することとする。

イ 木材等生産機能の維持増進を図る森林、及び特に効率的な施業が可能な森林の森林施業の方法

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた伐採の方法を定めるとともに、集約化等を通じた効率的かつ適切な森林整備を推進することとする。

特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

2 森林・林業の基盤整備に関する事項

(1) 林道の整備に関する事項

ア 林道の整備に関する基本的な考え方

林道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる施設である。

県営林道については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の輸送等への対応の視点を踏まえて整備を推進することとし、利用形態等に応じて3つに区分することで森林区分に応じた適正な林道の配置・整備を行う。

県営林道における区分

林業振興型林道：専ら林業活動に利用されている路線

地域振興型林道：専ら生活用道路等として市町村道的な役割を担っている路線

併用型林道：林業振興型と地域振興型の両方の役割を担っている路線

なお、林道を整備する際には、「林道規程」に基づいて実施するものとする。

イ 森林区分別の林道整備の方針

(ア) 県営林道の整備

① ブナ林など自然林を再生するゾーン

- i) 新たな林道の開設は原則として行わない。
- ii) 林道の改良は、生態系や景観に配慮した工法を採用する。

② 木材資源を循環利用するゾーン及び多様な生き物が共存するゾーン

- i) 新たな林道の開設は、概ね標高 300m から 800m 以内で行う「林業振興型林道」のみとする。
- ii) 新たに開設する林道の幅員は 3.0m または 4.0m とする。
- iii) 開設継続中の林道の計画にあたっては、生態系や景観に配慮するとともに、森林施業を重視し森林作業道等を取り付けやすい構造とする。
- iv) 林道の開設にあたっては、現地の地形・地質に応じて、林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を積極的に選択してコストの縮減に努める。
- v) 林道の改良にあたっては、木材を搬出する際の利便性を考慮し、作業ポイントや木材のストックヤードの整備も図ることとする。

③ 身近なみどりを継承し再生するゾーン

- i) 新たな林道の開設は原則として行わない。

(イ) 市町村営林道等の整備

市町村、森林組合等の林道にあつては、地域の特性を踏まえながら、県営林道の整備方針に準じた林道づくりに努めていくものとする。

ウ 開設、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量

開設すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表2、改良または舗装すべき林道の種類別、箇所別の数量を別表3のとおり計画する。

(2) 森林作業道の整備に関する事項

適切な森林施業を推進し、森林の多面的機能の持続的な発揮を図るためには、適正な路網の整備が欠かせないため、森林所有者、県、市町村等が協調し、作業内容に適合した計画的な森林作業道の整備を推進する。

なお、森林作業道を作設する際には、「神奈川県森林作業道作設指針」に基づいて実施するものとする。

(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムについては、地形傾斜や路網の整備状況等に応じて設定するものとし、当面の間は国が示す数値に準じて次表を目安として選択するものとする。

地形傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0～15°)	車両系作業システム	110 以上
中傾斜地 (15～30°)	車両系作業システム	85 以上
	架線系作業システム	25 以上
急傾斜地 (30～35°)	車両系作業システム	60 以上
	架線系作業システム	20 以上
急峻地 (35° 以上)	架線系作業システム	5 以上

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的考え方

路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域については、森林資源の状況、既存路網の整備状況等を勘案するとともに、(3)の表を踏まえ、基本的に木材資源を循環利用するゾーン内において設定するものとする。

(5) 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月 16 日付け2林整整第 1157号林野庁長官通知)を踏まえ、林地保全に配慮した適切な搬出方法を選択するものとする。

(6) 林業機械の導入に関する事項

本県は、地形が急峻であることから、小規模・分散的な間伐施業が中心であるが、素材生産に取り組む場合は群状伐採や帯状伐採などの非皆伐施業も行われており、効率的な集材作業を進めるため、神奈川県 の地形や諸条件に適した作業システムの構築が求められている。そこで、作業路網と高性能林業機械等との組み合わせによる集材技術の向上や、ICT 等の活用により作業の効率化を進め、生産性の向上によるコストの低減と労働強度の軽減、労働安全性の向上を図る。

別表2 開設すべき林道の種類別・箇所別数量

(単位：m、ha、m3)

種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道・林業専用道別		林道性格区分			全体延長	開設・改築		利用区域			前半5年の計画箇所	備考
					林道	林業専用道	林業振興型	併用型	地域振興型		開設・改築済延長	計画期間中の開設・改築延長	面積	蓄積			
														針葉樹	広葉樹		
2級	開設	桜尾線	南足柄市	神奈川県	○		○			1,500		1,500	108	23,498	3,613	○	
3級	開設	平山退ヶ沢線	山北町	山北町	○					2,500		2,500	130	20,234	5,972		
3級	開設	猿沢北支線	箱根町	神奈川県	○		○			1,350	310	1,040	32	3,342	881	○	継続
3級	開設	猿沢南支線	小田原市、箱根町	神奈川県	○		○			3,000		1,000	47	5,392	919	○	新規
計		4路線									うち開設 うち改築	6,040 6,040					

(単位：m、ha、m3)

種類	事業区分	路線名	位置	実施主体	林道性格区分			全体延長	改良 計画期間中の改良箇所数	舗装			利用区域			前半5年分の計画箇所	備考				
					林業振興型	併用型	地域振興型			舗装済延長	計画期間中の新規舗装延長	計画期間中の舗装打換延長	面積	蓄積							
														針葉樹	広葉樹						
2級	改良	上秦野線	秦野市	神奈川県	○	○		2,719	2箇所	903			73	7,940	5,286	○					
3級	改良	鹿ノ鼻山線	箱根町	神奈川県	○			3,923	2箇所	3,721			167	12,491	2,116	○					
3級	改良	冷水河原線	小田原市	神奈川県	○			2,960	2箇所	2,960			77	8,375	555	○					
3級	改良	片浦線	真鶴町	神奈川県	○			2,890	2箇所	2,890			150	15,240	691	○					
3級	改良	猿沢線	小田原市	神奈川県	○			3,340	2箇所	3,340			174	4,562	6,011	○					
3級	改良	宮城野線	箱根町	神奈川県	○			4,963	5箇所	732	500		331	20,175	13,246	○					
				県営計					434箇所		12,000	22,547									
3級	改良	野竹沢線	厚木市	厚木市				800	1箇所	180			32	1,542	666	○					
3級	改良	市道線	厚木市	厚木市				1,000	1箇所				48	3,174	852	○					
2級	改良	萩原線	厚木市	厚木市				1,127	1箇所	825			58	4,766	888	○					
2級	改良	大沢線	厚木市	厚木市				1,485	1箇所	1,485			104	3,317	4,020	○					
2級	改良	半谷線	厚木市	厚木市				1,260	1箇所	234			33	2,869	580	○					
3級	改良舗装	寺入沢線	相模原市	相模原市				2,480	2箇所	585	625		184	8,077	4,956	○					
3級	改良舗装	西沢(旧藤野町)線	相模原市	相模原市				970	1箇所	579	391		32	1,303	614	○					
3級	改良舗装	西沢(旧津久井町)線	相模原市	相模原市				2,000	3箇所	933		100	160	7,643	3,245	○					
3級	改良	桃の木沢線	相模原市	相模原市				880	2箇所				138	2,235	3,865	○					
3級	舗装	関川線	相模原市	相模原市				870			870		117	5,547	1,985	○					
3級	舗装	関山線	相模原市	相模原市				1,360			1,360		102	3,700	1,800	○					
3級	舗装	二本松線	相模原市	相模原市				748			748		33	5,280	1,181	○					
3級	舗装	貝沢線	相模原市	相模原市				750			750		93	15,773	1,162	○					
3級	改良	奈良本線	相模原市	相模原市				2,140	1箇所				85	8,966	1,439	○					
3級	改良	吉野沢線	相模原市	相模原市				500	1箇所				128	1,603	187	○					
3級	改良	柳本線	相模原市	相模原市				1,190	1箇所				53	3,825	359	○					
3級	改良	綱子大川原線	相模原市	相模原市				3,125	2箇所				203	1,304	5,183	○					
3級	改良舗装	根無沢線	相模原市	相模原市				1,420	1箇所		1,000		65	6,498	1,399	○					
2級	改良	小野線	相模原市	相模原市				800	1箇所				77	9,961	608	○					
3級	改良舗装	白沢第1林道	相模原市	相模原市				854	2箇所		150		89	8,257	481	○					
2級	改良	日向線	伊勢原市	伊勢原市				1,927	2箇所	1,927		14	402	17,098	10,380	○					
3級	改良	御所の入線	伊勢原市	伊勢原市				500	1箇所	369			111	672	2,327	○					
軽車道	改良	沢山線	伊勢原市	伊勢原市				935	1箇所	41			76	481	576	○					
2級	改良	春岳	秦野市	秦野市森林組合				1,507	3箇所	234			247	36,126	1,946						
3級	改良	穴本	秦野市	秦野市森林組合				2,764	3箇所				79	15,827	1,119	○					
3級	改良	萩山	秦野市	秦野市森林組合				3,821	3箇所	589			71	2,621	1,143						
3級	改良	向山	秦野市	秦野市森林組合				3,789	3箇所				168	7,082	2,177	○					
2級	改良	源蔵	秦野市	秦野市森林組合				950	3箇所	534			195	10,360	5,669						
3級	改良	戸川2号	秦野市	秦野市森林組合				4,716	3箇所				105	3,577	1,653						
2級	改良	篠脇2号	秦野市	秦野市森林組合				1,000	1箇所				19	44	244						
2級	改良	西山	秦野市	秦野市森林組合				3,500	5箇所	386			399	16,861	6,130						
3級	改良	東田原	秦野市	秦野市森林組合				1,614	8箇所	321			67	859	1,020						
2級	改良	沢見沢線	山北町					1,550	5箇所				36	3,691	1,984	○					
3級	改良舗装	中央線	松田町	松田町				1,430	1箇所	1,107	323	300	32	3,682	2,442	○					
2級	舗装	虫沢線	松田町	松田町				550		287	263	287	496	86,167	21,479	○					
3級	改良舗装	威張山線	小田原市	小田原市				2,183	2箇所	848	900		81	9,826	344	○					
3級	改良舗装	早川石橋線	小田原市	小田原市				4,954	4箇所	4,254		700	190	14,548	3,005	○					
3級	改良舗装	栗畑線	湯河原町	湯河原町				2,930	5箇所	20	1,000		77	8,211	4,235	○					
2級	改良	明神線	南足柄市	南足柄市				692	1箇所	692			59	32,254	532	○					
				市町村営計					76箇所		8,380	1,401									
				総計					510箇所		20,380	23,948									

3 林業経営及び担い手に関する事項

(1) 森林施業や経営の集約化に関する事項

本県における森林所有者は、所有規模が零細で、かつ不在村割合が増加するなど適正な森林経営が困難な状況にあり、加えて、木材価格の長期低迷や経営コストの上昇により、林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退している。

そのため、森林組合等の林業事業体については、小規模で分散した所有形態の森林を集約化し、効率的な森林整備や採算性のある素材生産を進めるため、森林所有者と長期的な受委託契約を締結して森林経営計画を作成し、持続的な森林の経営管理を目指すものとする。

林業事業体が集約化を進めるため、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進することとする。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する事項

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度については、水源環境保全・再生施策等、既存の施策等を踏まえ、市町村の実情に応じて活用することとする。

(3) 林業の担い手確保と支援に関する事項

本県における林業労働力は、森林組合をはじめとした林業事業体に雇用されている林業就労者が中心であるが、不安定な雇用環境などから就労者数は減少傾向にあった。

そこで本県では、国が実施する「緑の雇用」事業や、平成 21 年度からスタートした「かながわ森林塾」における研修等を通じて、水源環境保全・再生施策等により増加が見込まれる森林整備や素材生産量に対応するため、森林整備の担い手である林業労働力の量的・質的な育成確保を図る。

ア 林業労働力の確保・支援

林業労働力の量的な確保を図るため、年間を通した事業量の平準化による通年就労に努め、若手労働者など林業事業体の労働力の定着を図る。また、複層林や混交林といった多彩な森林づくりや素材生産など高度な技術を要する森林施業に対応するため、既就労者が持つ知識、経験、技術に応じた研修体系の整備を通じて、技術水準の向上を促進し、林業労働力の質的な確保を図る。

さらに、林業労働者の就労環境の改善を推進するため、次のことを進める。

事業主の雇用管理の改善や労働安全衛生の強化のため、森林整備のうち、伐木造材や集材作業の現場を重点とした安全巡回指導、リスクアセスメントの徹底や安全意識の向上などを図る講習会の開催や、林業・木材製造業労働災害防止協会が実施している巡回指導、振動障害の特殊検診、及び蜂毒アレルギー対策に対し支援を行い、雇用管理の改善を促進する。

また、施業集約化の促進に向けては、森林所有者と合意形成を図りながら、施業提案ができる人材の育成や、生産性の向上については、高性能林業機械やICT機器の導入等、低コスト作業システムの整備に必要な支援を図り、事業の合理化を促進する。

イ 多様な人材の育成・後継者の確保

森林所有者の世代交代が進む中で、地域の森林を長期にわたり適切に整備・保全していくためには、意欲ある森林所有者や林業グループを支援するとともに、他地域からの転入者や他産業からの参入者、また女性など多様な人材の参画を図り、後継者を確保することが重要である。

そこで、地域の多様な人材に対し、森林施業に関する知識、技術の向上を図るとともに、地域の関係者が連携して行う森林管理を支援する。

ウ 林業労働安全の推進

林業における労働災害の発生頻度は、他産業に比べて極めて高い水準にあり、この状況を改善することは喫緊の課題である。このため、林業・木材製造業労働災害防止協会等、外部機関との連携の上、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づき、伐木作業等における禁止事項の遵守、ガイドラインに沿った安全作業の徹底を図るほか、森林整備施業地の巡回指導、現地研修等を通じた安全意識の向上、事業体における安全管理体制の確立を図る等、労働安全対策を強化していく。

4 木材の利用に関する事項

(1) 県産木材の活用に関する基本的事項

本県では、民間の林業・木材産業関係団体と協力し、広く県民に木の良さと、木を使うことが神奈川の森林を守り育てるために必要なことを理解していただくために、平成 7 年度から「かながわ木づかい運動」を開始し、県と民間が一体となって県産木材の普及・PR を進めるとともに、平成 13 年度には「かながわ県産木材産地認証制度」を創設して、合法的に伐採され産地の明らかな県産木材を広く県民に供給する体制を整備した。

また、平成 18 年 10 月に「かながわ森林再生 50 年構想」を取りまとめ、林道から比較的近い人工林を中心に、県産木材の有効活用の促進を図り、資源循環による持続的な森林の管理を図るため、「林業再生総合対策事業」として、生産・加工・消費にわたる総合的な取組を進めている。

一方、県内の住宅新築状況は、令和3年度に6万5千戸で東京都に次ぐ建築数となっている。そのうち、在来軸組工法をはじめとした木造の住宅建築戸数は3万7千戸と、木材の大消費県としての特徴を有している。

今後県では、こうした強みを最大限に活かし、地産地消を推進することで、神奈川らしい生産・加工・流通・消費対策を推進し、県産木材の有効活用を促進していく。

(2) 県産木材の生産体制の強化に関する事項

本県では、木材価格の低迷と生産労賃の上昇などを反映して、素材生産活動が低迷していたが、資源循環による持続的な森林整備を目指すため、年間3万立方メートルの木材生産を目標に間伐材の有効利用を図る取組を進めてきた。その結果、木材の生産量は目標に達するまでとなったが、今後は、生産量を維持しながら、生産される木材の質の向上に向けた取組を推進する必要がある。

そのためには、引き続き私有林に対し、森林整備により発生した間伐材の搬出を促進していく中で、木の太さによって丸太の長さを変えるなどの工夫を行い、県内で流通しやすい建築用材の生産割合を高めるほか、国有林と連携しつつ、1年を通じた素材の量の安定供給を促進する。

また、素材生産者の技術の向上や、高性能林業機械の活用などによる神奈川に適した素材生産システムの確立を目指すとともに、施業の集約化等を図るなど県産木材の生産体制を強化していく。

(3) 材質に応じた県産木材の加工・流通に関する事項（加工・流通）

木材使用量の多い住宅建築部門では、建築工期の短縮や施工コストの低減等を図るため「プレカット材」の利用が主流となっており、品質・性能の確かな木材製品供給への要請は高くなっている。このため、品質・性能の確かな木材生産体制整備への支援を行い、かながわ森林・林材業活性化協議会が制度化した「かながわブランド品質認証木材」や、JAS 材の生産量の増加を図

り、流通・消費につなげていく。

また、スギノアカネトラカミキリによる虫害材や曲がりなど低質材については、県外大型加工工場において合板等に加工し、建築分野で利用促進を図る。

県内で唯一の原木市場である林業センターで県産木材の材質別の仕分けを徹底することで、柱や梁などの建築用材を確保するとともに、低質材については県外大型加工工場へ供給するなど、安定的な流通の体制整備を進めていく。

(4) 本県の強みを活かした県産木材の利用促進に関する事項（消費）

本県は、木造住宅着工戸数が多く木材の大量消費県としての特徴を有しているが、県産木材の製材品は需要量に対しごくわずかしがなく、流通量の大半が県外で製材・加工された木材である。

そこで、大木材消費地である本県の強みを活かして、木材を利用することの意味や良さを伝え、木材を使用してもらうことを目的とした、一般県民向けの普及PRイベントを林業・木材産業関係団体、認証工務店等と連携して開催することなどにより、県産木材の利用促進に努める。

また、山から製材工場へ直送した木材を利用した家づくりは、流通コストの低減、産地の明確化による森林整備効果の「見える化」にもつながることから、森林組合などの素材生産者、製材事業者、認証工務店が連携した家づくりを推進する。

さらに、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共建築物の木造・木質化を推進するとともに、民間の建築物についても木材の利用を促していく。

また、建築用材として利用できない材質のものは、公共土木工事や、製紙用チップ、パーティクルボード等の原料として利用するほか、バイオマス燃料としての活用を進めることで、搬出される県産木材の効率的な利用を推進する。

5 森林の土地の保全に関する事項

(1) 森林の土地の保全に関して留意すべき事項

森林の土地の保全については、適切な森林の施業、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵(かん)養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関して特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更にあたり、樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区を別表8のとおり定めることとする。

(3) 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

保安林では、土地の形質の変更は、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとする。

保安林以外の森林については、土地の形質の変更にあたっては、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川・水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を勘案し、

- ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- ② 水害を発生させるおそれがないこと
- ③ 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと
- ④ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図るものとする。

なお、太陽光発電施設の設置には、小規模な林地開発でも土砂流出発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。

6 保安林及び保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積を、別表4のとおり計画する。

(2) 保安林の指定及び解除に関する事項

保安林の指定及び解除については、災害防備等の公益的機能を保持する必要がある箇所及び指定の理由が消滅している保安林について、別表5のとおり計画する。

なお、公共事業等を実施するために必要となった場合は、公益性を勘案して保安林解除の可否を検討する。

指定施業要件の変更は、別表6のとおり、変更の必要性が高い箇所から優先的に手続きを行う。

保安林種及び指定施業要件については、本計画における森林区分別の整備方針を考慮して決定するものとする。

(3) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林を「特定保安林」というが、本県では水源の森林づくり事業により、荒廃した私有林について適正な森林の整備及び管理を進めており、保安林においても当該事業の実施により保安林の指定の目的に即した機能が維持されている。なお、水源の森林づくり事業を実施しない地域の保安林で、造林、保育、伐採、その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林が確認された場合には、特定保安林の指定を行い森林の整備を推進することとする。

(4) 治山事業に関する事項

治山事業は、保安林の整備、崩壊地の復旧、荒廃溪流の整備、治山施設の強靱化対策及び山地災害の予防的な対策を計画的に推進することとし、別表7のとおり計画する。

別表4 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積 単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	41,669	41,661	
水源涵（かん）養のための保安林	18,421	18,421	
災害防備のための保安林	33,309	33,301	
保健、風致の保存等のための保安林	5,641	5,641	

注1 水源涵（かん）養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成

するために指定する保安林をいう。

注2 災害防備のための保安林は、森林法第 25 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第 25 条第 1 項第 8 号から第 11 号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

注4 総数欄は、2 以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵(かん)養のための保安林等の内訳に一致しないことがある。

別表 5 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の
所在及び面積

単位 : ha

指定 解除 別	種 類	流域名	森林の所在		面積	前半5カ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備 考		
			市町村	区 域						
指定	災害防備	相模川	相模原市	全域	28	22	表土の流出及び林地の崩壊を防備し流域の保全に資するため又は土砂の崩壊を防備し家屋、耕地及び道路その他の公共施設の保護に資するため			
			厚木市	全域						
			秦野市	寺山（一部）						
			愛川町	全域						
			清川村	全域						
		酒匂川	南足柄市	全域	53	47				
			秦野市	三廻部・堀山下（一部）・堀西（一部）・柳川・八沢・菖蒲・千村及び千村一丁目から千村五丁目まで						
			小田原市	南町一丁目から南町四丁目まで・南板橋二丁目・板橋・風祭・入生田・早川・早川一丁目から早川三丁目まで・石橋・米神・根府川・江之浦・久野（一部）を除いた区域						
			松田町	全域						
			山北町	全域						
			大井町	全域						
			中井町	全域						
			小 計						81	69
			合 計						81	69

単位：ha

指定 解除 別	種 類	流域名	森林の所在		面積	前半５カ年 の計画面積	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
			市町村	区 域				
解除	水源のかん養	相模川	愛甲郡 清川村		0.63	0.63	指定理由の消滅	
			小 計		0.63	0.63		
	災害防備	多摩川から相模川 まで	横須賀市		0.00	0.00	指定理由の消滅	
			鎌倉市		0.21	0.21		
			三浦市		0.33	0.33		
			三浦郡 葉山町		0.00	0.00		
		相模川	相模原市		0.02	0.02		
			愛甲郡 清川村		8.43	4.00		
		相模川から酒匂川 まで	茅ヶ崎市		0.07	0.07		
		酒匂川から静岡県 境まで	足柄下郡 湯河原町		3.03	3.03		
		小 計			12.09	7.66		
	保健・風致 の保存等	多摩川から相模川 まで	鎌倉市		0.20	0.20	指定理由の消滅	
			三浦市		0.06	0.06		
			三浦郡葉 山町		0.00	0.00		
		酒匂川	秦野市		0.02	0.02		
		小 計			0.28	0.28		
	合 計				13.00	8.57		

別表６ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積 単位：ha

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源の涵（かん）養			300	300	300
災害の防備			1,300	1,300	1,000
保健、風致の保存等			200	200	200
計			1,800	1,800	1,500

別表 7 治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業 施行地区		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		前半 5 力年 の計画		
相模原市	道 志 川	4	2	溪 間 工	
		15	7	森 林 整 備 工	
	宮ヶ瀬ダム周辺	3	2	森 林 整 備 工	
	早 戸 川	6	3	森 林 整 備 工	
	水 沢 川	3	2	森 林 整 備 工	
	津久井湖周辺	4	3	山 腹 工	
		7	4	森 林 整 備 工	
	串 川	1	1	山 腹 工	
		6	3	森 林 整 備 工	
	神 の 川	3	1	山 腹 工	
		6	3	森 林 整 備 工	
	底 沢	2	2	溪 間 工	
		3	2	森 林 整 備 工	
	相 模 湖 周 辺	4	3	山 腹 工	
		6	3	森 林 整 備 工	
	相 模 湖 南 部	2	2	山 腹 工	
		4	2	森 林 整 備 工	
	沢 井 川	5	4	山 腹 工	
		5	3	森 林 整 備 工	
	藤 野 境 川	1	1	森 林 整 備 工	
横須賀市	横須賀市北部	2	1	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
	横須賀市東部	2	1	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
	横須賀市西部	2	2	溪 間 工	
		2	1	山 腹 工	
		4	2	地すべり防止工	
		2	1	森 林 整 備 工	
平 塚 市	津久井湖下流	1	1	森 林 整 備 工	
	花 水 川	1	1	森 林 整 備 工	
鎌 倉 市	柏 尾 川	1		山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
	滑 川	2	1	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	

森 林 の 所 在		治山事業 施行地区		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		前半５カ年 の計画		
藤 沢 市	江 の 島	1	1	森 林 整 備 工	
小田原市	山 王 川	1	1	溪 間 工	
		2	2	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
	早 川	1	1	森 林 整 備 工	
	曾我山	2	1	溪 間 工	
茅ヶ崎市	津久井湖下流	2	2	森 林 整 備 工	
逗 子 市	田 越 川	4	2	溪 間 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
三 浦 市	三 浦	5	4	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
秦 野 市	葛 葉 川	6	5	溪 間 工	
		3	3	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
	中 津 川 上 流	1	1	溪 間 工	
		4	3	山 腹 工	
		3	2	森 林 整 備 工	
	金 目 川 上 流	1	1	溪 間 工	
		1		山 腹 工	
		1	1	森 林 整 備 工	
	四 十 八 瀬 川	4	2	溪 間 工	
		2	1	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
	水 無 川	1	1	溪 間 工	
		1	1	森 林 整 備 工	
厚 木 市	玉 川 本 流	1	1	森 林 整 備 工	
	小 鮎 川 本 流	6	5	森 林 整 備 工	
	荻 野 川	1	1	森 林 整 備 工	
	中 津 川 上 流	1		森 林 整 備 工	
伊勢原市	鈴 川	2	1	溪 間 工	
		1	1	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
	玉 川 本 流	3	2	溪 間 工	
		2	1	森 林 整 備 工	

森 林 の 所 在		治山事業 施行地区		主な工種	備 考
市 町 村	区 域		前半５力年 の計画		
南足柄市	狩 川 － １	4	2	森 林 整 備 工	
		3	3	溪 間 工	
	狩 川 － ２	3	3	山 腹 工	
		4	2	森 林 整 備 工	
	内 川	2	2	溪 間 工	
		1	1	山 腹 工	
		4	2	森 林 整 備 工	
	畑 沢	2	2	溪 間 工	
		2	2	山 腹 工	
		1	1	森 林 整 備 工	
葉山町	森 戸 川	3	2	溪 間 工	
		1		山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
	下 山 川	2	2	溪 間 工	
		3	2	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
大 磯 町	花 水 川	2	2	森 林 整 備 工	
松 田 町	中 津 川	6	3	森 林 整 備 工	
	松 田 山	1	1	森 林 整 備 工	
山 北 町	中 川	2	2	溪 間 工	
		12	6	森 林 整 備 工	
	玄 倉	2	2	溪 間 工	
		7	5	森 林 整 備 工	
	河 内 川	3	3	溪 間 工	
		3	3	山 腹 工	
		4	2	森 林 整 備 工	
	松 田 山	1	1	森 林 整 備 工	
	鮎 沢	2	1	森 林 整 備 工	
	中津川	1	1	森 林 整 備 工	
	畑 沢	4	2	溪 間 工	
		7	3	森 林 整 備 工	
	皆 瀬 川	2	2	山 腹 工	
		4	2	森 林 整 備 工	

森 林 の 所 在		治山事業 施行地区		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域		前 半 5 年 の 計 画		
山 北 町	三保ダム周辺	1	1	溪 間 工	
		1	1	山 腹 工	
		5	3	森 林 整 備 工	
	世 附 川	5	3	森 林 整 備 工	
	尺 里 川	1		溪 間 工	
		2	1	山 腹 工	
		3	2	森 林 整 備 工	
	岸	1		溪 間 工	
箱 根 町	早 川	7	6	溪 間 工	
		3	2	山 腹 工	
		1		森 林 整 備 工	
	早川下流	1		溪 間 工	
	芦ノ湖	1	1	溪 間 工	
愛 川 町	宮ヶ瀬ダム下流	1		山 腹 工	
		1	1	森 林 整 備 工	
	津久井湖下流	1	1	山 腹 工	
清 川 村	小 鮎 川 本 流	3	1	山 腹 工	
		2	1	森 林 整 備 工	
	宮ヶ瀬金沢	1	1	森 林 整 備 工	
	中 津 川 上 流	4	3	山 腹 工	
		10	7	森 林 整 備 工	
	宮ヶ瀬ダム周辺	2	1	溪 間 工	
		4	2	森 林 整 備 工	
小 計		70	52	溪 間 工	
		76	54	山 腹 工	
		4	2	地すべり防止工	
		205	120	森 林 整 備 工	
合 計		355	228		

7 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を方針として、地域の自然条件、森林施業の方法、社会的条件等を勘案して鳥獣害の防止に関する事項を定めるものとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知)に定める区域の対象とする鳥獣はニホンジカとし、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域は神奈川県ニホンジカ管理計画に定める計画対象区域に基づき設定するものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、森林の的確な更新及び造林の確実な育成を図るため、ニホンジカの生息密度や採食による下層植生への影響に応じて、植生保護柵・単木的保護ネット等の設置や調査・巡回等を推進する。

この際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、ニホンジカの管理施策や農業被害対策との連携・調整に努めるものとする。

(3) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況について、必要に応じて対策実施箇所への調査・巡回や、林業事業体や森林所有者からの聞き取り等の情報収集等により確認に努めるものとする。

8 その他必要な事項

(1) 保安林その他制限林の施業方法

保安林その他制限林の施業方法等は別表8のとおりである。

(2) 森林の保護及び管理

森林の保護及び管理については、保護樹林帯の設置や広葉樹林、混交林など多様な森林づくりの推進等により、病虫獣害、気象災害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、特に、松くい虫による被害及び森林火災への対策を積極的に推進する。

ア 森林病虫害等の被害対策

森林病虫害等の被害対策について、松枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期対策等に努める。

特に、松くい虫の防除対策については、保安林、その他制限林の指定を受けた松林など、将

来にわたり保全すべき貴重な松林において、集中的かつ継続的な防除対策を徹底的に実施する。

松くい虫の防除の実施にあたっては県民の生活環境に配慮し、予防対策として樹幹注入による防除を推進するとともに、駆除対策としては、特別伐倒駆除(被害木を伐倒し、破砕・焼却を行う)、伐倒駆除(被害木を伐倒し、薬剤散布等を行う)を推進する。

また、貴重な松林については被害松林の再生に取り組むほか、他の樹種に転換が可能な松林については、広葉樹林等への誘導を図る。

なお、ナラ枯れ被害については全量の駆除等が困難なことから、倒木すると危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値のある樹木の保全を優先して対策を行う。

イ 獣害対策

7(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて7(2)に準じた鳥獣害防止対策を推進する。

また、野生生物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した施設の設置に努めるとともに、不要となった植生保護柵等の施設については、野生動物の生息環境の保全のため、必要に応じ撤去を図るものとする。

ウ 森林火災予防対策

森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、県・市町村の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

入山者の多い森林とのふれあい施設、林道、ハイキング道等への初期防火用水の整備、消火用水として利用可能な湛水池への看板整備、既設防火線や伐採・再造林予定地を中心にした防火樹の植栽による防火林の造成、既設径路沿いへの防火樹の植栽による防火樹帯の整備等を推進する。

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うものとする。

また、山火事が発生した場合、大火災となるおそれのある箇所については、防火線の整備を推進する。

(3) 県民参加による森林づくり

県民共通の財産である森林に対する県民の理解を深め、県民と協働して守り育てていくため、県民参加による森林づくりを推進していく。

このため、「かながわ森林基金」を活用して、従来から取り組んでいる公募型の森林づくりボランティア活動支援や企業団体等の自主的な森林ボランティア活動への支援、学校教育における

森林環境教育への支援等を引き続き実施していく。

また、幅広い県民の理解と参加を実現するため、公的に管理している森林において県民参加による森林づくりのフィールドを積極的に提供していくこととする。

さらに身近なみどりを継承し再生するゾーンにおいては、里山などの身近なみどりに対し、地域住民参加による森林づくりや里山整備の活動の支援を実施している。

(4) 森林の保健・文化・教育的利用に関する事項

憩いの場や森林セラピー等保健休養の場としての森林とのふれあいに対する県民のニーズや、森林環境教育の場としての学校教育におけるニーズに応えるため、森林の保健・文化・教育的利用の対象とする森林を次のとおり定め、県民の森林とのふれあい活動や森林環境学習に対応した森林ふれあい施設の整備や効果的な運営を推進していく。

森林とのふれあい施設

施設名	所在地	面積 (ha)	主な施設
表丹沢県民の森	秦野市三廻部	84.6	林内散策路、芝生の広場、あずまや
東丹沢県民の森	清川村宮ヶ瀬	1,828.1	林内散策路、宿泊休憩施設、あずまや
高麗山県民の森	大磯町高麗山	28.6	林内散策路
西丹沢県民の森	山北町玄倉	162.4	林内散策路、スギヒナギ長伐期展示林
江の島龍野ヶ岡自然の森	藤沢市江の島	1.2	林内散策路、広場、あずまや
県立 21 世紀の森	南足柄市内山	107.3	森林館、木材工芸センター、広場等
やどりき水源林	松田町寄	528.8	林間歩道、集会棟、広場、見本林
三井水源林	相模原市緑区三井	21.9	林間歩道、見本林
飯山白山森林公園	厚木市飯山	33.3	林内散策路、芝生の広場
散在ガ池森林公園	鎌倉市今泉台	12.9	自然遊歩道、池、森林解説板等
箱根の森	箱根町元箱根	20.5	林内散策路、あずまや、広場
いこいの森	小田原市久野	27.0	林間歩道、広場、キャンプ施設
丸太の森	南足柄市広町	24.0	林間歩道、広場、キャンプ施設、駐車場
ふれあいの森	伊勢原市日向	27.3	林間歩道、広場、駐車場
森と水の公園	南足柄市三竹	1.3	水中観察槽、散策路、あずまや、池等
湯河原梅林	湯河原町吉浜	7.5	林間歩道、池、休憩施設、カブトン等
松茸山自然の森公園	相模原市緑区鳥屋	128.0	林間歩道、多目的広場、あずまや

(5) 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業及び総合利用施設整備を一体的に推進することにより、森林の保健機能の増進を図る森林である。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、地域における森林の現況、周辺における森林とのふれあい活動の動向等を勘案して、保健機能森林の整備に関する事

項を定めるものとする。

ア 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存在する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林の施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定すること。

特に、湖周辺等の優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、多彩な広葉樹が存在し、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用しており、今後は、森林の総合利用を図るための施設整備が予定され、入り込み数の増大が見込まれる地域で、施設と一体となす広葉樹を主体とした森林については、保健機能森林として整備すること。

イ その他保健機能森林の整備に関する事項

(ア) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源の涵(かん)養、県土の保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多彩な施業を積極的に実施すること。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うこと。

(イ) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備にあたっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこと。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高)を定めること。

(ウ) その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意すること。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等にあたっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行うこと。

(6) 森林分野の調査・研究に関する事項

森林分野の調査研究については、県及び試験研究機関としての自然環境保全センターにおいて、大学等外部機関とも連携を図りつつ推進していく。

別表 8 保安林その他制限林の施業方法

注 1 : 保安林以外の面積は森林計画図上の森林の面積であり、各法令の指定面積とは異なる場合がある。

注 2 : 表中※印は、「樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区」にも該当

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備考
			伐 採 方 法	そ の 他	
水源かん養 保安林 ※	小田原市	1,004.84	1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの）にあっては、禁伐）。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所に関り行うことができる。 ただし禁伐地域は除く。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出
	相模原市	5,930.85			
	秦 野 市	1,017.48			
	伊勢原市	706.47			
	南足柄市	2,133.70			
	松 田 町	446.17			
	山 北 町	5,265.46			
	箱 根 町	0.02			
	真 鶴 町	14.99			
	清 川 村	1,901.67			
	計	18,421.65			
土 砂 流 出 防備保安林 ※	横須賀市	25.31	1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同 上	許可 又は 届出
	平 塚 市	3.70			
	鎌 倉 市	88.01			
	小田原市	554.00			
	逗 子 市	43.99			
	相模原市	9,710.47			
	三 浦 市	0.20			
	秦 野 市	2,924.22			
	厚 木 市	779.90			
	伊勢原市	820.87			
	南足柄市	162.40			
	葉 山 町	33.16			
	大 磯 町	28.75			
	中 井 町	11.35			
	大 井 町	12.74			
	松 田 町	1,645.76			
	山 北 町	7,642.66			
	箱 根 町	1,666.33			
	真 鶴 町	51.00			
	湯河原町	759.07			
	愛 川 町	448.29			
	清 川 村	5,250.04			
	計	32,662.23			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備 考
			伐 採 方 法	そ の 他	
土 砂 崩 壊 防備保安林 ※	横 浜 市	0.49	1. 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出
	横須賀市	9.62			
	鎌 倉 市	16.79			
	小田原市	115.53			
	逗 子 市	0.27			
	相模原市	86.85			
	三 浦 市	2.52			
	秦 野 市	4.08			
	厚 木 市	32.43			
	伊勢原市	6.08			
	南足柄市	7.21			
	葉 山 町	3.91			
	大 磯 町	1.61			
	二 宮 町	1.05			
	中 井 町	13.68			
	大 井 町	11.57			
	松 田 町	90.06			
	山 北 町	6.81			
	箱 根 町	26.73			
	湯河原町	7.49			
	愛 川 町	16.16			
	清 川 村	8.46			
	計	469.40			
飛 砂 防 備 保 安 林	平 塚 市	22.25	1. 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあっては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同 上	許可 又は 届出
	藤 沢 市	16.66			
	茅ヶ崎市	45.80			
	大 磯 町	3.55			
	計	88.26			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備 考
			伐 採 方 法	そ の 他	
防風保安林	三 浦 市	0.98	1. 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね 20 m未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね 10 m未満のものをいうものとする。）にあっては、禁伐。）。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可又は届出
	横須賀市	0.06			
	計	1.04			
水 害 防 備 保 安 林	茅ヶ崎市	1.31	1. 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同 上	許可又は届出
	計	1.31			
潮 害 防 備 保 安 林	横須賀市	0.48	1. 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。 2. その他の森林にあっては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同 上	許可又は届出
	藤 沢 市	1.09			
	茅ヶ崎市	0.08			
	三 浦 市	10.83			
	大 磯 町	1.60			
	二 宮 町	0.03			
	計	14.12			
干 害 防 備 保 安 林	小田原市	0.89	1. 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）。 2. その他の森林にあっては、伐採種を定めない。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同 上	許可又は届出
	相模原市	2.49			
	計	3.38			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備 考
			伐 採 方 法	そ の 他	
落 石 防 止 保 安 林	藤 沢 市	0.20	1. 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。 2. その他の森林にあつては、禁伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可 又は 届出
	計	0.20			
魚 つ き 保 安 林	真 鶴 町	35.18	1. 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3. その他の森林にあつては、択伐。 4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同 上	許可 又は 届出
	二 宮 町	0.03			
	計	35.21			
航 行 目 標 保 安 林	大 磯 町	28.13	1. 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その他の森林にあつては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	同 上	許可 又は 届出
	計	28.13			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備 考
			伐 採 方 法	そ の 他	
保健保安林	横 浜 市	58.29	1. 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可又は届出
	横須賀市	38.73			
	平 塚 市	2.36	2. 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。		
	鎌 倉 市	114.61			
	藤 沢 市	1.09	3. その他の森林にあっては、択伐。		
	逗 子 市	55.15			
	相模原市	1,593.97	4. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。		
	三 浦 市	10.65			
	秦 野 市	253.53			
	厚 木 市	144.13			
	伊勢原市	122.99			
	南足柄市	140.02			
	葉 山 町	29.35			
	大 磯 町	28.13			
	大 井 町	11.06			
	山 北 町	1,868.72			
	箱 根 町	114.36			
	真 鶴 町	24.25			
	湯河原町	78.73			
	愛 川 町	4.58			
清 川 村	766.81				
計	5,461.52				

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備 考
			伐 採 方 法	そ の 他	
風致保安林	横 浜 市	2.17	1. 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。 2. その他の森林にあつては、択伐。 3. 間伐については、水源かん養保安林と同じ。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び当該森林において的確な更新が可能である高木性樹種の人工植栽による。	許可又は届出
	川 崎 市	1.03			
	横須賀市	3.09			
	平 塚 市	7.52			
	鎌 倉 市	59.95			
	藤 沢 市	15.08			
	小田原市	0.38			
	茅ヶ崎市	9.55			
	逗 子 市	0.26			
	相模原市	6.59			
	厚 木 市	0.13			
	三 浦 市	0.65			
	秦 野 市	0.71			
	大 和 市	0.23			
	伊勢原市	0.17			
	南足柄市	1.36			
	葉 山 町	0.36			
	大 磯 町	3.79			
	二 宮 町	0.22			
	松 田 町	0.40			
	山 北 町	0.40			
	箱 根 町	0.03			
	湯河原町	0.44			
	愛 川 町	2.32			
	計	116.83			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備 考
			伐 採 方 法	そ の 他	
砂 防 法 に よ る 砂 防 指 定 地	平 塚 市	2. 20	1. 特定しない。	更新は原則として 現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可
	鎌 倉 市	2. 83			
	小田原市	15. 26			
	逗 子 市	24. 23			
	相模原市	245. 58			
	秦 野 市	59. 58			
	厚 木 市	47. 24			
	伊勢原市	44. 16			
	南足柄市	23. 56			
	葉 山 町	20. 46			
	大 磯 町	9. 99			
	二 宮 町	0. 70			
	中 井 町	1. 78			
	大 井 町	3. 84			
	松 田 町	38. 73			
	山 北 町	80. 65			
	箱 根 町	224. 41			
	湯河原町	17. 62			
	愛 川 町	53. 92			
	清 川 村	106. 91			
	計	1, 023. 65			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備 考
			伐 採 方 法	そ の 他	
国 立 公 園 特 別 保 護 地 区	南足柄市	16.84	1. 特別保護地区内における森林の施業については、原則として禁伐とする。ただし学術研究用、病虫害駆除並びに公園利用ルートの確保等管理上必要な行為に伴う森林の伐採については、協議のうえ行うことができるものとする。 2. 第1種特別地域 (1) 第1種特別地域の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。 3. 第2種特別地域 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 (2) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (5) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。ただし、特別保護地区内の植栽については、許可を受けることを要する。	許可
	箱根町	256.43			
	計	273.27			
国 立 公 園 第 1 種 特 別 地 域	小田原市	122.44			
	箱根町	897.46			
	計	1,019.90			
国 立 公 園 第 2 種 特 別 地 域	小田原市	202.73			
	南足柄市	55.31			
	箱根町	4,172.06			
国 立 公 園 第 3 種 特 別 地 域	計	4,430.10			
	小田原市	435.00			
	箱根町	110.13			
国 定 公 園 特 別 保 護 地 区	湯河原町	165.35			
	計	710.48			
	相模原市	375.00			
国 定 公 園 第 1 種 特 別 地 域	山北町	581.33			
	清川村	437.56			
	計	1,393.89			
国 定 公 園 第 2 種 特 別 地 域	相模原市	30.00			
	伊勢原市	71.85			
	山北町	1,143.87			
国 定 公 園 第 3 種 特 別 地 域	清川村	304.69			
	計	1,550.41			
	相模原市	211.49			
国 定 公 園 第 1 種 特 別 地 域	秦野市	214.01			
	伊勢原市	195.00			
	松田町	145.00			
国 定 公 園 第 2 種 特 別 地 域	山北町	2,259.39			
	清川村	763.03			
	計	3,787.92			
国 定 公 園 第 3 種 特 別 地 域	相模原市	5,746.90			
	秦野市	2,948.03			
	厚木市	840.30			
国 定 公 園 第 1 種 特 別 地 域	伊勢原市	841.61			
	松田町	1,070.62			
	山北町	3,800.95			
国 定 公 園 第 2 種 特 別 地 域	清川村	2,262.40			
	計	17,510.81			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備 考
			伐 採 方 法	そ の 他	
県立自然公園第1種特別地域	真 鶴 町	31.00	4. 第3種特別地域 (1) 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。		
	計	31.00			
県立自然公園第2種特別地域	相模原市	76.20			
	湯河原町	128.74			
	愛 川 町	7.00			
	清 川 村	378.00			
	計	589.94			
県立自然公園第3種特別地域	相模原市	2,296.63			
	真 鶴 町	11.95			
	清 川 村	880.75			
	湯河原町	1,266.51			
	計	4,455.84			
県立自然公園特別地域 (地種区分なし)	秦 野 市	162.01	1. 特定しない。 ただし、公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設等の主要公園利用地点から望見される伐区においては、択伐法等により景観上の配慮をすること。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可
	伊勢原市	28.95			
	山 北 町	1,085.03			
	計	1,275.99			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備 考
			伐 採 方 法	そ の 他	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区	山 北 町	1,619.27	1. 木竹を伐採する場合は、許可を受けなければならない。ただし単木択伐、立木本数において20%以下の間伐又は保育のための下刈、除伐については許可不要である。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可
	箱 根 町	238.37			
	真 鶴 町	4.66			
	清 川 村	740.54			
	計	2,602.84			
都市緑地法による特別緑地保全地区	横 浜 市	523.80	次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況をそこなうおそれが少ないこと。 1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1 ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。	同 上	許可
	川 崎 市	137.20			
	鎌 倉 市	49.40			
	藤 沢 市	55.80			
	茅ヶ崎市	7.80			
	逗 子 市	0.40			
	相模原市	9.90			
	厚 木 市	0.20			
	大 和 市	17.00			
	座 間 市	10.30			
	大 磯 町	1.30			
	計	813.10			
首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地特別保全地区	横 浜 市	201.60	次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況をそこなうおそれが少ないこと。 1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が1 ha以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。	同 上	許可
	横須賀市	244.00			
	鎌 倉 市	131.00			
	相模原市	176.80			
	三 浦 市	65.00			
	葉 山 町	33.20			
	計	851.60			
首都圏近郊緑地保全法による近郊緑地保全区域	横 浜 市	802.00	1. 特定しない。	同 上	届出
	横須賀市	1,012.00			
	鎌 倉 市	294.00			
	逗 子 市	282.00			
	相模原市	644.00			
	三 浦 市	688.00			
	葉 山 町	1,078.00			
	計	4,800.00			
都市計画法による風致地区	横 浜 市	3,710.00	次のいずれかに該当し、かつ伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における緑地の状況をそこなうおそれが少ないこと。	同 上	許可
	川 崎 市	284.80			
	横須賀市	1,355.70			
	平 塚 市	96.20			
	鎌 倉 市	2,194.00			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備考
			伐 採 方 法	そ の 他	
都市計画 法による 風致地区	藤 沢 市	584.10	1. 択伐。		
	小田原市	320.00	2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐		
	逗 子 市	90.20	採面積が1 ha以下のもの。		
	三 浦 市	904.40	3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐		
	葉 山 町	406.50	採。		
	大 磯 町	11.00			
	二 宮 町	57.90			
	湯河原町	3,448.00			
	愛 川 町	1,514.70			
	計	14,977.50			
急傾斜地の 崩壊による 災害の防止 に関する法 律による急 傾斜地崩壊 危険区域	横 浜 市	92.17	1. 特定しない。	更新は原	許可
	川 崎 市	22.41		則として	
	横須賀市	75.35		現在樹種	
	平 塚 市	1.32		の天然更	
	鎌 倉 市	91.55		新及び人	
	藤 沢 市	2.34		工植栽に	
	小田原市	3.41		よる。	
	逗 子 市	24.58			
	相模原市	1.94			
	三 浦 市	14.45			
	秦 野 市	7.23			
	厚 木 市	15.53			
	伊勢原市	1.03			
	海老名市	0.76			
	綾 瀬 市	0.16			
	葉 山 町	35.31			
	大 磯 町	0.23			
	二 宮 町	0.10			
	中 井 町	4.65			
	大 井 町	0.85			
	山 北 町	2.57			
	箱 根 町	1.82			
	真 鶴 町	0.42			
	湯河原町	1.69			
	愛 川 町	6.67			
	計	408.54			

単位 面積 : ha

種 類	市 町 村	面 積	施 業 方 法		備考
			伐 採 方 法	そ の 他	
文化財保護法による史跡名勝天然記念物に係る指定地等	横 浜 市	16.86	1. 立木を伐採する場合は、原則として許可を受けなければならない。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可
	横須賀市	4.27			
	鎌 倉 市	83.11			
	藤 沢 市	11.34			
	小田原市	31.00			
	茅ヶ崎市	0.14			
	相模原市	1.00			
	逗 子 市	1.00			
	海老名市	0.50			
	葉 山 町	0.20			
	湯河原町	0.08			
	計	149.50			
自然環境保全条例による特別地区	相模原市	33.47	1. 主伐は、標準伐期齢以上の立木（針葉樹人工林に限る。）とし、原則として択伐法によるが、植生の群落構成を変えるなど自然環境に著しい変化を招くおそれが少ない場合には、小面積の皆伐法によることができる。 2. 択伐できる限度は、現在蓄積の 30 % 以内とする。皆伐法の場合には、一伐区の面積を 2ha 以内とし、伐区は努めて分散させる。	同 上	許可
	計	33.47			
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による歴史的風土特別保存地区	鎌 倉 市	573.60	次のいずれかに該当し、かつ歴史的風土をそこなうおそれが少ないこと。 1. 択伐。 2. 伐採後の成林が確実である皆伐で、伐採面積が 1 ha 以下のもの。 3. 土地の形質変更に伴う必要最小限の伐採。	更新は原則として現在樹種の天然更新及び人工植栽による。	許可
	計	573.60			
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による歴史的風土保存区域	鎌 倉 市	982.20	1. 特定しない。	同 上	届出
	逗 子 市	6.80			
	計	989.00			

資 源 構 成 表

市町村別民有林現況表

単位:面積 ha、蓄積 m3

	スギ		ヒノキ		マツ		人工林計		その他針葉樹		広葉樹		天然林計		立木地計		タケ	伐採跡地	未立木地	無立木地計	合計
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	面積	面積	面積	面積
横浜市	210.45	88,101	25.87	8,405	69.02	23,362	305.34	119,868	0.00	0	1,192.17	186,151	1,192.17	186,151	1,497.51	306,019	166.61	14.44	4.09	18.53	1,682.65
川崎市	12.48	5,018	0.00	0	3.52	1,167	16.00	6,185	0.00	0	200.24	31,419	200.24	31,419	216.24	37,604	21.11	2.86	2.69	5.55	242.90
横須賀市	59.67	26,149	0.27	89	5.14	1,393	65.08	27,631	0.00	0	1,768.81	276,425	1,768.81	276,425	1,833.89	304,056	23.66	17.55	136.02	153.57	2,011.12
平塚市	17.75	8,364	0.63	300	20.32	5,574	38.70	14,238	0.00	0	397.52	55,000	397.52	55,000	436.22	69,238	12.88	3.74	4.37	8.11	457.21
鎌倉市	158.76	70,671	4.41	1,496	14.77	4,774	177.94	76,941	0.00	0	875.14	137,197	875.14	137,197	1,053.08	214,138	9.26	4.41	1.13	5.54	1,067.88
藤沢市	43.80	18,993	1.63	517	82.26	26,374	127.69	45,884	0.00	0	201.20	30,314	201.20	30,314	328.89	76,198	18.03	0.46	2.68	3.14	350.06
小田原市	900.40	368,721	1,846.43	650,916	95.84	31,413	2,842.67	1,051,050	21.75	8,759	1,150.35	153,208	1,172.10	161,967	4,014.77	1,213,017	41.71	35.18	101.26	136.44	4,192.92
茅ヶ崎市	16.90	6,907	0.38	84	77.03	24,931	94.31	31,922	0.59	0	118.71	18,489	119.30	18,489	213.61	50,411	7.73	3.57	0.90	4.47	225.81
逗子市	165.19	71,714	9.05	2,617	0.95	282	175.19	74,613	0.00	0	320.78	50,276	320.78	50,276	495.97	124,889	0.42	0.63	0.88	1.51	497.90
相模原市	6,152.28	2,946,162	2,204.95	780,024	320.08	106,490	8,677.31	3,832,676	37.75	11,949	8,487.58	1,351,239	8,525.33	1,363,188	17,202.64	5,195,864	39.66	91.25	419.25	510.50	17,752.80
三浦市	1.91	828	0.00	0	7.26	2,303	9.17	3,131	0.00	0	469.21	73,546	469.21	73,546	478.38	76,677	7.81	3.12	12.04	15.16	501.35
秦野市	993.31	471,430	1,130.13	459,733	5.06	1,473	2,128.50	932,636	0.12	189	2,466.96	327,276	2,467.08	327,465	4,595.58	1,260,101	68.99	34.68	36.70	71.38	4,735.95
厚木市	495.31	231,629	213.45	73,654	10.98	3,254	719.74	308,537	5.53	3,046	1,574.16	243,733	1,579.69	246,779	2,299.43	555,316	21.21	0.58	107.20	107.78	2,428.42
大和市	18.54	7,338	1.18	220	36.83	12,521	56.55	20,079	0.00	0	51.09	7,927	51.09	7,927	107.64	28,006	0.94	0.00	0.00	0.00	108.58
伊勢原市	619.24	282,473	385.30	137,733	3.26	987	1,007.80	421,193	80.09	26,963	902.84	141,516	982.93	168,479	1,990.73	589,672	35.78	17.66	10.14	27.80	2,054.31
海老名市	2.86	1,202	0.00	0	1.59	522	4.45	1,724	0.00	0	24.60	3,848	24.60	3,848	29.05	5,572	2.42	1.21	0.04	1.25	32.72
座間市	1.48	630	0.00	0	7.14	2,439	8.62	3,069	0.00	0	51.56	7,982	51.56	7,982	60.18	11,051	1.17	0.53	0.24	0.77	62.12
南足柄市	1,754.37	817,708	1,471.57	577,850	56.44	18,250	3,282.38	1,413,808	1.55	1,010	1,294.37	173,203	1,295.92	174,213	4,578.30	1,588,021	60.83	24.02	58.27	82.29	4,721.42
綾瀬市	20.39	8,298	0.31	26	17.27	5,456	37.97	13,780	0.00	0	67.39	10,465	67.39	10,465	105.36	24,245	3.58	0.76	0.97	1.73	110.67
葉山町	156.43	68,935	1.48	381	6.40	2,273	164.31	71,589	0.00	0	689.81	108,088	689.81	108,088	854.12	179,677	10.17	1.19	3.55	4.74	869.03
寒川町	1.68	700	0.00	0	0.97	337	2.65	1,037	0.00	0	12.61	1,958	12.61	1,958	15.26	2,995	0.11	0.00	0.00	0.00	15.37
大磯町	34.48	16,633	3.57	1,405	9.97	3,116	48.02	21,154	0.00	0	432.02	65,280	432.02	65,280	480.04	86,434	4.90	2.03	2.43	4.46	489.40
二宮町	4.85	2,410	2.55	888	3.19	840	10.59	4,138	0.00	0	131.43	19,772	131.43	19,772	142.02	23,910	1.58	0.00	1.69	1.69	145.29
中井町	75.45	34,737	17.15	8,119	0.00		92.60	42,856	0.00	0	452.79	60,732	452.79	60,732	545.39	103,588	13.64	8.68	78.17	86.85	645.88
大井町	66.58	31,968	11.92	4,998	1.58	100	80.08	37,066	0.00	0	220.95	29,236	220.95	29,236	301.03	66,302	7.30	3.75	2.10	5.85	314.18
松田町	805.43	362,969	543.64	214,015	4.51	659	1,353.58	577,643	0.00	0	1,411.83	190,829	1,411.83	190,829	2,765.41	768,472	2.17	5.07	80.93	86.00	2,853.58
山北町	2,547.08	1,108,942	1,941.73	707,223	11.60	3,212	4,500.41	1,819,377	33.26	10,021	8,845.82	1,208,331	8,879.08	1,218,352	13,379.49	3,037,729	4.04	10.71	553.50	564.21	13,947.74
箱根町	443.70	182,328	1,074.55	384,758	89.48	29,540	1,607.73	596,626	3.44	549	3,592.55	429,792	3,595.99	430,341	5,203.72	1,026,967	5.97	16.08	250.53	266.61	5,476.30
真鶴町	19.97	7,746	119.44	34,868	26.60	8,804	166.01	51,418	0.00	0	125.51	14,695	125.51	14,695	291.52	66,113	2.42	2.09	36.64	38.73	332.67
湯河原町	237.76	96,823	547.00	175,208	56.06	18,384	840.82	290,415	0.58	186	1,747.57	209,572	1,748.15	209,758	2,588.97	500,173	14.67	33.17	316.66	349.83	2,953.47
愛川町	454.46	213,978	107.67	39,806	7.70	2,360	569.83	256,144	0.44	368	828.22	129,187	828.66	129,555	1,398.49	385,699	13.00	0.00	43.55	43.55	1,455.04
清川村	1,570.71	682,668	618.05	213,203	5.77	1,671	2,194.53	897,542	196.85	61,765	3,782.02	600,457	3,978.87	662,222	6,173.40	1,559,764	0.29	0.00	187.69	187.69	6,361.38
合計	18,063.67	8,243,173	12,284.31	4,478,536	1,058.59	344,261	31,406.57	13,065,970	381.95	124,805	43,887.81	6,347,143	44,269.76	6,471,948	75,676.33	19,537,918	624.06	339.42	2,456.31	2,795.73	79,096.12

樹種別齡級別資源構成表

単位:面積 ha、蓄積 m3

樹種	齡級	合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19以上
スギ	面積	18,063.67	16.08	12.61	6.38	8.62	16.99	18.59	107.79	532.47	986.31	483.85	659.31	1,998.39	3,924.16	3,384.88	2,156.09	1,234.41	1,085.30	497.68	933.76
	蓄積	8,243,173	20	0	235	739	2,433	3,454	26,505	155,767	323,430	177,036	264,867	860,514	1,797,339	1,647,139	1,081,503	634,058	556,464	249,439	462,231
ヒノキ	面積	12,284.31	48.49	20.47	18.57	46.77	75.57	210.22	676.00	1,136.29	1,347.95	889.30	868.11	968.01	1,334.03	1,338.51	1,028.48	604.95	422.59	316.67	933.33
	蓄積	4,478,536	0	0	786	3,391	8,598	35,219	143,910	300,713	394,532	284,317	306,601	370,461	548,829	572,503	455,122	280,901	200,179	144,230	428,244
マツ	面積	1,058.59	0.27	1.21	0.55	0.00	3.89	0.57	1.07	3.15	22.40	18.83	20.32	24.72	62.82	134.16	128.99	107.70	161.11	51.85	314.98
	蓄積	344,261	0	0	19	0	397	72	184	621	4,908	4,665	5,709	7,260	18,972	43,450	43,381	37,041	54,131	17,561	105,890
人工林	面積	31,406.57	64.84	34.29	25.50	55.39	96.45	229.38	784.86	1,671.91	2,356.66	1,391.98	1,547.74	2,991.12	5,321.01	4,857.55	3,313.56	1,947.06	1,669.00	866.20	2,182.07
	蓄積	13,065,970	20	0	1,040	4,130	11,428	38,745	170,599	457,101	722,870	466,018	577,177	1,238,235	2,365,140	2,263,092	1,580,006	952,000	810,774	411,230	996,365
その他 針葉樹	面積	381.95	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	2.32	0.00	0.00	0.09	0.00	9.69	2.14	11.20	24.40	40.72	0.89	40.85	0.13	249.51
	蓄積	124,805	0	0	0	0	0	194	0	0	891	0	2,620	1,316	3,817	7,928	14,291	297	14,747	75	78,629
広葉樹	面積	43,887.81	27.76	14.34	39.69	34.39	44.04	14.35	46.44	65.35	63.29	97.30	134.78	1,112.16	5,717.66	8,790.03	8,748.07	4,885.37	3,665.42	3,528.53	6,858.84
	蓄積	6,347,143	81	208	1,151	1,487	2,477	1,011	3,964	6,446	6,998	11,829	17,358	152,189	816,639	1,313,668	1,333,741	735,758	498,703	453,234	990,201
天然林	面積	44,269.76	27.77	14.34	39.69	34.39	44.04	16.67	46.44	65.35	63.38	97.30	144.47	1,114.30	5,728.86	8,814.43	8,788.79	4,886.26	3,706.27	3,528.66	7,108.35
	蓄積	6,471,948	81	208	1,151	1,487	2,477	1,205	3,964	6,446	7,889	11,829	19,978	153,505	820,456	1,321,596	1,348,032	736,055	513,450	453,309	1,068,830
立木地	面積	75,676.33	92.61	48.63	65.19	89.78	140.49	246.05	831.30	1,737.26	2,420.04	1,489.28	1,692.21	4,105.42	11,049.87	13,671.98	12,102.35	6,833.32	5,375.27	4,394.86	9,290.42
	蓄積	19,537,918	101	208	2,191	5,617	13,905	39,950	174,563	463,547	730,759	477,847	597,155	1,391,740	3,185,596	3,584,688	2,928,038	1,688,055	1,324,224	864,539	2,065,195
タケ	面積	624.06																			
伐採 跡地	面積	339.42																			
未立 木地	面積	2,456.31																			
無立 木地計	面積	2,795.73																			
総計	面積	79,096.12	92.61	48.63	65.19	89.78	140.49	246.05	831.30	1,737.26	2,420.04	1,489.28	1,692.21	4,105.42	11,049.87	13,671.98	12,102.35	6,833.32	5,375.27	4,394.86	9,290.42
	蓄積	19,537,918	101	208	2,191	5,617	13,905	39,950	174,563	463,547	730,759	477,847	597,155	1,391,740	3,185,596	3,584,688	2,928,038	1,688,055	1,324,224	864,539	2,065,195

所有形態別森林現況表

単位: 上段 面積 ha、下段 蓄積 m3

		公有林				私有林	合計
		県有林	市町村有林	財産区有林	公有林計		
横浜市	面積	0.00	19.94	0.00	19.94	1,662.71	1,682.65
	蓄積	0	3,970	0	3,970	302,049	306,019
川崎市	面積	0.00	13.51	0.00	13.51	229.39	242.90
	蓄積	0	2,451	0	2,451	35,153	37,604
横須賀市	面積	0.00	155.63	0.00	155.63	1,855.49	2,011.12
	蓄積	0	26,298	0	26,298	277,758	304,056
平塚市	面積	18.80	0.00	0.00	18.80	438.41	457.21
	蓄積	5,204	0	0	5,204	64,034	69,238
鎌倉市	面積	11.13	42.48	0.00	53.61	1,014.27	1,067.88
	蓄積	2,542	8,350	0	10,892	203,246	214,138
藤沢市	面積	28.24	7.15	0.00	35.39	314.67	350.06
	蓄積	6,801	1,050	0	7,851	68,347	76,198
小田原市	面積	1,075.13	242.32	481.89	1,799.34	2,393.58	4,192.92
	蓄積	325,897	62,858	148,935	537,690	675,327	1,213,017
茅ヶ崎市	面積	42.15	2.31	0.00	44.46	181.35	225.81
	蓄積	12,913	619	0	13,532	36,879	50,411
逗子市	面積	0.00	10.42	0.00	10.42	487.48	497.90
	蓄積	0	1,884	0	1,884	123,005	124,889
相模原市	面積	6,893.99	352.81	3,404.46	10,651.26	7,101.54	17,752.80
	蓄積	1,760,076	138,035	748,593	2,646,704	2,549,160	5,195,864
三浦市	面積	50.47	10.28	0.00	60.75	440.60	501.35
	蓄積	8,059	1,489	0	9,548	67,129	76,677
秦野市	面積	1,248.79	70.66	495.65	1,815.10	2,920.85	4,735.95
	蓄積	307,122	24,621	146,241	477,984	782,117	1,260,101
厚木市	面積	320.96	27.45	0.00	348.41	2,080.01	2,428.42
	蓄積	65,552	9,366	0	74,918	480,398	555,316
大和市	面積	0.00	6.08	0.00	6.08	102.50	108.58
	蓄積	0	1,528	0	1,528	26,478	28,006
伊勢原市	面積	412.42	5.98	0.00	418.40	1,635.91	2,054.31
	蓄積	132,457	2,133	0	134,590	455,082	589,672
海老名市	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	32.72	32.72
	蓄積	0	0	0	0	5,572	5,572
座間市	面積	0.00	1.90	0.00	1.90	60.22	62.12
	蓄積	0	299	0	299	10,752	11,051
南足柄市	面積	2,060.84	668.67	0.00	2,729.51	1,991.91	4,721.42
	蓄積	641,478	201,226	0	842,704	745,317	1,588,021
綾瀬市	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	110.67	110.67
	蓄積	0	0	0	0	24,245	24,245
葉山町	面積	17.12	37.99	0.00	55.11	813.92	869.03
	蓄積	3,439	7,577	0	11,016	168,661	179,677
寒川町	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	15.37	15.37
	蓄積	0	0	0	0	2,995	2,995
大磯町	面積	31.77	11.28	0.00	43.05	446.35	489.40
	蓄積	7,060	1,649	0	8,709	77,725	86,434
二宮町	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	145.29	145.29
	蓄積	0	0	0	0	23,910	23,910
中井町	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	645.88	645.88
	蓄積	0	0	0	0	103,588	103,588
大井町	面積	0.00	0.00	0.00	0.00	314.18	314.18
	蓄積	0	0	0	0	66,302	66,302
松田町	面積	1,269.64	224.65	0.00	1,494.29	1,359.29	2,853.58
	蓄積	327,295	68,836	0	396,131	372,341	768,472
山北町	面積	8,881.90	176.52	381.41	9,439.83	4,507.91	13,947.74
	蓄積	1,583,452	56,626	96,767	1,736,845	1,300,884	3,037,729
箱根町	面積	1,459.37	254.78	59.11	1,773.26	3,703.04	5,476.30
	蓄積	301,142	46,462	7,108	354,712	672,255	1,026,967
真鶴町	面積	107.34	42.28	0.00	149.62	183.05	332.67
	蓄積	29,275	7,738	0	37,013	29,100	66,113
湯河原町	面積	57.20	554.36	0.00	611.56	2,341.91	2,953.47
	蓄積	11,046	90,837	0	101,883	398,290	500,173
愛川町	面積	22.53	344.69	0.00	367.22	1,087.82	1,455.04
	蓄積	2,035	94,150	0	96,185	289,514	385,699
清川村	面積	3,101.72	331.60	0.00	3,433.32	2,928.06	6,361.38
	蓄積	675,399	68,152	0	743,551	816,213	1,559,764
合計	面積	27,111.51	3,615.74	4,822.52	35,549.77	43,546.35	79,096.12
	蓄積	6,208,244	928,204	1,147,644	8,284,092	11,253,826	19,537,918

用語の解説

項 目	内 容
森林計画	森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 2 4 9 号）に基づき森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、森林の造成、伐採、林道、保安林の整備及び森林施業の合理化等の必要事項を定めた計画である。 森林計画には、農林水産大臣が全国の森林についてたてる全国森林計画、都道府県知事が民有林についてたてる地域森林計画、森林管理局長が国有林（林野庁所管）についてたてる国有林の地域別の森林計画等がある。
森林計画区	農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められている。 神奈川県は、「神奈川森林計画区」のみである。
森 林	森林法第 2 条により、次のものをいう。ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。 ア 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 イ アの土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
地域森林計画対象森林	森林法第 5 条により、地域森林計画の対象とする森林をいう。
森林計画図	地域森林計画の対象とする森林の区域や林班等を明示した図面で、縮尺 5 千分の 1 で作成する。
制限林	原則として、法令により立木竹の伐採が制限されている森林で、具体的には第Ⅱ部の 1 の④のアからシに掲げる森林。
普通林	制限林以外の森林をいう。
国有林	森林法第 2 条第 3 項により規定される国が所有・保有する森林をいう。
民有林	国有林以外の森林をいう。公有林と私有林に区分される。
公有林	次の森林をいう。 1 県 有 林 ： 県が所有・保有する森林 2 市町村有林 ： 市町村及び市町村が組織する組合（地方自治法第 284 条）が所有・保有する森林 3 財産区有林 ： 財産区（地方自治法第 294 条）が所有・保有する森林
私有林	民有林のうち、公有林以外の森林をいう。
保有	森林の保有とは、その森林を独自で使用収益する権利を有している状態をいう。分収林では造林者を保有者とし、地元共有林などの権利者に割地しているときは、権利者をそれぞれ保有者とする。
在村者・不在村者	森林所有者は、在村者と不在村者に分けられる。在村者とは、森林所有者が森林の所在する市区町村に居住しているか、又は事業所を置いている場合をいい、不在村者とは、在村者以外の者をいう。

項 目	内 容
林種	森林を成立状態により区分したものであり、林地を立木地、無立木地に分け、立木地は人工林、天然林に、無立木地は伐採跡地、未立木地などに区分する。
立木地	人工林と天然林をいう。
無立木地	伐採跡地及び未立木地をいう。
人工林	人工造林によって造成された森林をいう。
天然林	主として天然の力によって発芽、成立した森林をいう。天然林の手入れ及び補足的な植栽等、一部に人為を加えたものも含まれる。
天然生林	災害や伐採などにより消失した後、ほとんど人の手が加わらずに自然に再生した森林
自然林	本来、自然に成立した森林、人手の加わっていない森林の意であるが、ここでは、天然林の中でも極相に近い状態の自然度の高い森林の意味で用いる。
竹林	竹の純林だけを竹林とし、樹林中に混生している場合は立木地に含める。
伐採跡地	伐採後の経過期間が２年以内で、まだ更新をしていない土地をいう。
未立木地	樹木が生育していても、樹冠投影面積が土地面積の３０％未満の土地をいう。ただし、林内放牧などに利用されているもの及び採草地、採土地、採石地、災害跡地、岩石地は含める。（伐採跡地は除く）
更新困難地	湿地、風衝地、崩壊地などにより立木竹の更新が著しく困難な地をいう。
林相	森林を構成する姿をいい、一般には針葉樹林、広葉樹林、針・広混交林に区分する。
林分（ポリゴン）	林種・林相がほぼ一様で、森林の取り扱い単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせたもの。 神奈川地域森林計画では、林分をさらに法規制ごとに区分して森林の最小単位としており、ポリゴンと呼んでいる。
森林率	行政区域面積に対する森林面積の割合をいい、 $\text{森 林 面 積} \div \text{行政区域面積} \times 100$ で算出する。
人工林率	森林面積に対する人工林面積の割合をいい、 $\text{人工林面積} \div \text{森林面積} \times 100$ で算出する。
材積	木材や樹木の体積をいう。

項 目	内 容
公益的機能別施業森林	森林の有する機能のうち、公益的機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能）の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域をいう。
単層林・単層林施業	単層林とは、樹木の枝葉の空間である樹冠が連なった林冠が一つの層の森林のこと。 単層林施業とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人工更新により森林を造成する施業をいう。
巨木林・巨木林施業	巨木林とは、一般に大きな樹木（巨木）からなる森林のことであるが、「巨木」にはっきりした定義がある訳ではない。昭和 63 年に環境庁が全国の巨樹・巨木林調査を行った際の基準「地上 130cm の位置で幹周りが 300cm 以上」が広く知られている。 なお、本計画において巨木林施業とは、下層植生の豊富な樹齢 100 年以上の針葉樹林を目指す施業をいう。
複層林・複層林施業	複層林とは、人工更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林のこと。 複層林施業とは、原則として人工更新により造成した森林において、森林の構成する林木を部分的に伐採し、人工更新により複数の樹冠層を有する森林を造成する施業をいう。なお、一般的には、針葉樹と広葉樹の複層林もあるが、本計画においては、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林を目指した施業のみを複層林施業と呼ぶこととする。
混交林・混交林施業	混交林とは、性質の異なった 2 種類以上の樹種（針葉樹と広葉樹など）が混じって生育している森林のこと。ただし、下木の類は混交の種類として考えない。 本計画における混交林施業とは、単層林として造成した針葉樹林に広葉樹を導入し、針葉樹と広葉樹が主林木として混生する森林を目指す施業をいう。
広葉樹林施業	本計画における広葉樹林施業とは、手入れ不足その他の原因により荒廃している広葉樹林を、下層植生保護、土壌保全、受光伐、補助的な植栽等により、構成樹種が多様で階層構造が発達した活力ある広葉樹林とすることを旨とする施業をいう。
長伐期施業	通常の単層林施業（短伐期施業）が、標準伐期齢程度で伐採・収穫を行うのに対し、大径材生産を目的として、通常の伐期齢より高い林齢級を伐期とする施業のことで、本計画においては、標準伐期齢の概ね 2 倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行うこととしている。

項 目	内 容
齢級	林齢を一定幅にくくったものをいう。 5ヶ年をひとくくりにし、林齢1年生～5年生をⅠ齢級というように表示する。（通常、齢級にはローマ数字を用いる）
標準伐期齢	平均成長量（材積÷林齢）が最大となる林齢を基準として、既往の平均伐採齢を勘案して定めた年齢をいう。
利用伐期齢	森林生産力が阻害されないことを旨として、主要樹種について、連年成長量が最大となる林齢を基準とし、原則として5の倍数をもって定めた林齢をいう。
更新	伐期に達した成熟林分などを伐採、あるいは生産性の高い人工林に切り替えるために、林分を伐採して後継林分を仕立てることをいい、更新には人工更新と天然更新とがある。
人工更新	伐期に達した成熟林分や被害林分などを伐採し、跡地に植栽または種子を播き付けて林分を仕立てることをいう。
天然更新	主として天然の力により次の世代の樹木を発生させて林分を仕立てることをいい、萌芽更新、天然下種更新及び竹林の地下茎更新がある。
萌芽更新	樹木の大部分又は一部分を伐採利用し、残りの根株部分から発芽（萌芽）させ、育てることによって林分を仕立てることをいう。
天然下種更新	一部の母樹を残し、自然に散布した種子が林地に発芽し林分が形成されることをいい、発芽を促進するため、地表のかき起こし、雑草の刈り払い、有用樹種の補植など適当な補助作業を行うことがある。
母樹	優良な形質をもった種子などの採集の対象となる樹木をいい、林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）に樹種や取扱いなどが定められている。
育林	地拵え、植林、下刈、つる切り、枝打、除伐、間伐等の人工林の手入れ作業の他、天然林の手入れ作業及び林地の施肥、病虫害防除作業、防火線設置作業等をいう。
造林	人工更新または天然更新によって林分を仕立てることをいう。
人工造林	苗木の植栽、さし木等人為的な方法により森林を造成することをいう。地ごしらえ、植栽などの作業を行う。
拡大造林	天然林を伐採した跡地、無立木地、森林以外の土地等に人工造林を行うことをいう。

項 目	内 容
再造林	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うことをいう。
地拵え	人工造林の準備作業であり、造林地にある雑草木を刈り払い、伐採木の枝条などを取り除いて苗木の植え付け等に適するように整理すること。
補植	植栽後に枯損木が生じた場合、枯損跡に植え付けを行うこと。
間伐	主として優良木の成長を阻害する樹木等を間引き、生産目的に合った木材を生産するため、樹木の密度を調整すること。
抜き伐り	下層木の更新・生育のために上層木を伐採することで、伐採木に占有されていた空間が次世代の立木の生育に供されることが間伐との違いである。 なお、抜き伐りは、施業区分としては主伐に位置づけられる。
利用間伐	利用伐期齢に達した林齢以降、主伐を行うまでの間伐をいう。
収量比数	一般には、間伐の実施の要否の判断基準として用いられ、 $\frac{\text{森林の立木の単位面積当たりの材積}}{\text{樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大材積}}$ で算出する。
下刈	造林木の生長を妨げる雑草木を刈り払うこと。
枝打	節のない優良材をつくるために、計画的に一部の下枝を切り取ること。
幼齢林	利用伐期齢級未満の林齢の森林
除伐	新植地が概ねうっ閉したときに行う手入れで、育林の対象となる樹木の生育の妨げになる他の樹木を切り払う作業をいう。
主伐	利用できる時期に達した立木を伐採収穫することをいう。 間伐と異なり次の世代の樹木の育成を伴う伐採及び林木育成以外の用途に供するために行う伐採をいう。
皆伐	主伐のうち、択伐以外のものをいう。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法をいう。
林道	森林の内外に通じて、除間伐、枝打などの森林の手入れや立木の伐採搬出などを行うために必要な交通を目的として作られた道をいう。

項 目	内 容
林道開設	林道を新たに作ることをいい、「新設」ともいう。
林道改築	既にある林道の幅員を 3 m から 4 m にするなど、林道を路線単位で規格構造を向上させることをいう。
林道改良	既にある林道の局部的構造を質的に向上させることをいう。
作業道	林道より簡易な道で、軽トラックや小型の運搬車両が通れる道をいう。
林道密度	森林の単位面積当たりの林道延長をいい、 林道延長 ÷ 地域森林計画対象森林面積 で算出する。
林家	林業経営体のうち所有山林又は、保有山林が 0.1ha 以上の世帯をいう。世帯員のうち、何人かの名義に分かれていても、世帯にまとめて 0.1ha 以上あれば林家となる。
林業経営体	主として所有森林を対象に林業経営を行う林家等をいう。
林業事業体	主として施業等の受託または請負により林業経営を行う森林組合、素材生産事業体、造林事業体等をいう。
民間事業者	林業を営む民間の法人又は個人（林業を営もうとする法人又は個人を含む）
林業経営者	森林経営管理法に基づく経営管理実施権配分計画の定めるところにより経営管理実施権が設定された民間事業者
かながわ森林・林材業活性化協議会	県産材のより一層の需要拡大、安定供給、加工流通体制の整備等を推進し、森林・林材業の活性化と森林の公益的機能の向上を図ることを目的として、神奈川県森林組合連合会、神奈川県木材業協同組合連合会など川上から川下までの 18 団体が会員となって活動している。
プレカット	建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。
J A S 材	日本農林規格（J A S）に適合した木材製品
認証工務店	かながわ森林・林材業活性化協議会が認証した県産木材を使用した住宅づくりを行う住宅建設事業者
保安林	森林法第 25 条又は第 25 条の 2 に基づき、水源のかん養、土砂の流出その他の災害の防備、レクリエーションの場の提供など、特定の公共目的を達成するために指定された森林をいい、指定目的により 17 種類に分類される。

項 目	内 容
治山事業	この計画において「治山事業」とは、県が施行する次に掲げる事業をいう。 ア 森林法第 41 条に規定する保安施設事業 (ア) 保安施設地区において、その指定の有効期間内に行う保安施設事業及びその期間満了後 10 年以内に行う保安施設事業 (イ) 森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 7 号に掲げる目的を達成するため指定された保安林の区域において行われる、民有林補助治山事業、治山事業（県単）、水源林整備事業及び水源林土壌保全対策事業。 イ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 51 条第 1 項第 2 号に規定する地すべり地域に関して同法第 3 条の規定によって指定された地すべり防止区域における地すべり防止工事に関する事業
林地開発	森林法第 10 条の 2 に基づき、保安林、保安施設地区及び海岸保全区域を除く地域森林計画対象民有林で、土地の形質を変更する行為が 1 h a を超える開発行為をいい、知事の許可を必要とする。
地上散布	マツノマダラカミキリの発生時期に、地上から動力噴霧器などを用いて枝葉に殺虫剤を散布し殺虫する方法をいう。 樹高が高いマツでは、梢端にスプリンクラーを設置して殺虫剤を散布する。
樹幹注入	殺線虫剤を樹幹に注入して、木全体に拡散させ、マツノマダラカミキリがその枝を後食してマツノザイセンチュウが侵入したとしても、枝まで浸透した薬剤によって殺す方法をいう。
伐倒駆除	マツノマダラカミキリの幼虫が樹皮下に生息している期間、成虫の羽化脱出までの間に、枯死木を伐倒して、玉切りした幹や枝を集積し殺虫剤を散布して幼虫を殺す方法をいう。
特別伐倒駆除	マツノマダラカミキリの幼虫が樹幹内に生息している期間、成虫の羽化脱出までの間に、枯死木を伐倒して、玉切りした幹や枝を焼却又は破碎し幼虫を殺す方法をいう。

参 考 資 料

持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安（千m ³ ）
264

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：％ 材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	264	123	387
90	238		361
80	211		334
70	185		308
60	158		281
50	132		255
40	106		229
30	79		202
20	53		176
10	26		149